

公的年金制度は如何にすべきか—再考

林田 雅博

はじめに

我が国の公的年金制度について 2007 年夏から学習を開始し、公的年金制度は如何にすべきか、2008 年春時点で一応の結論をだした。その結論は「中央学院大学オープンカレッジ Academia 2008. 12.vol.18」において報告したが、要旨は次のとおりである。

- ① 少子高齢化の進行に対応するため“100 年間持続可能な制度”を構築する年金改革が 2004 年に行われた¹。しかし「賦課方式」の基本的枠組みは温存されたので、想定を上回る少子高齢化の進行があれば、積立金が枯渇する懸念もある。人口構成の変動リスクを回避するためには、「賦課方式」から「積立方式」²へ移行しなければならない。
- ② 高齢者の家計実態をみると公的年金依存度³が顕著に高まっており、公的年金給付には最低保障額が必要で、基礎年金にはその役割が要求される。
- ③ 公的年金の財政状況をみると、保険料の過去拠出部分に対応する年金給付債務の債務超過額が巨大である⁴。2004 年改正による現行制度は、この債務超過を現役世代の保険料で補てんするもので、大きな世代間格差を生むことになる。財政的にも妥当な処理方法は、現役世代の保険料による補てんではなく、年金給付額の削減と税金の投入である。税財源としては、年金目的消費税の導入、資産課税・相続税・贈与税の集中投入を中心にすべきである。
- ④ 年金制度改革の方向として、現行基礎年金は全額税方式化し財源は全て消費税でまかなうこと、厚生年金の 2 階部分・報酬比例年金は、積立方式・確定拠出型とすることが妥当である。
- ⑤ 年金問題を政争の具にすることは、国民を不幸にするものである。与野党は早急に超党派で改革案を検討し、合意形成をめざすことが必要である。

以上の研究結果を報告した後、公的年金制度についてさまざまな問題提起と議論がなされている。2008 年には、日経・朝日・読売新聞の 3 紙がそれぞれ意見を異にする年金改革案を公表した⁵。2009 年 3 月には厚労省から 2004 年改革後初めての「平成 21 年財政検証」の結果が公表された⁶。学習院大の鈴木教授は 2009 年、2010 年に刊行された著書のなかで、現行「賦課方式」では年金財政維持が困難であり「積立方式」へ早期に移行すべきである

1 2004 年改革の要点：「第 2 章 9. “100 年間持続可能な公的年金制度”を構築」参照

2 「賦課方式」と「積立方式」：「第 4 章 3. 賦課方式と積立方式について」参照

3 高齢者の公的年金依存度：厚労省「国民生活基礎調査」2006 年によれば、高齢者世帯（65 歳以上の者のみで構成、またはこれに 18 歳未満の者が加わった世帯）の収入源内訳は、公的年金・恩給が 70%（59%）、就労収入が 18%（29%）、財産所得 5%（7%）。公的年金のみの世帯が 60%（5 割）存在する（括弧内は 1996 年）。

4 年金給付債務の債務超過額：「第 4 章 1. 年金財政を持続させるために」参照

5 新聞 3 紙の年金改革案：「第 4 章 4. (1) 財源に関する論議」参照

6 「平成 21 年財政検証結果」：「第 3 章 2. 2009 年財政検証について」参照

と主張し、その移行方法を提案している⁷。早大大学院の野口悠紀雄教授は 2010 年に刊行された著書において厚労省の「平成 21 年財政検証」の甘さを突き、年金財政再建の抜本策を迫っている⁸。一方、このような議論に対し、雑誌『週刊東洋経済』は、特集記事「年金激震」において“年金破綻論”は間違っていると主張、むしろ厚労省の「平成 21 年財政検証」を擁護する立場をとっている⁹。さらに、雑誌『週刊ダイヤモンド』は『週刊東洋経済』の主張に反論するかのような特集記事「年金の大誤解」を組み、現行制度の抱える問題を列挙し問題先送りを戒めている¹⁰。

このような議論が行きかう中、政治の世界においては自民党から民主党への政権交代が成ったものの、民主党が公約に掲げた年金改革案が実現へ向けて進む気配は一向に見えず、絵に描いた餅の域に留まったままであり、2004 年改革の宿題である基礎年金の税負担を 2 分の 1 に引き上げる恒久財源すら決められない状態である。新聞報道によると、政府・民主党は 09 年衆院選マニフェストの見直しに着手し、年金改革案は 2011 年 4 月までに見直す考えのようであるが¹¹、消費税率上げを先送りし財源のメドもつかない状態では、納得性ある見直しは不可能であろう。

前回研究結果を報告した後に起きた上記の事態を踏まえて“公的年金制度を如何にすべきか”再び考え、その結論を世に問うことは有意義であると思し、本報告をまとめた次第である。

本報告はまず第 1 章で公的年金制度の概要を、第 2 章において制度の変遷を、2008 年の研究報告と重複するが概観して置きたい。第 3 章においては、公的年金財政の現状と問題点を厚労省の「平成 21 年財政検証」の結果に基づいて明確にし、第 4 章では公的年金改革論の論点を整理し、世代間格差と年金一元化問題にも論及しておきたい。その上で第 5 章において、すでに提起されている代表的改革案も参考にして、公的年金制度の今後の方向性を探ってみたい。

第1章 公的年金制度の概要

1. 公的年金制度の体系

半世紀を超える長い歴史を経た現行制度の体系図、および各制度の 2009 年 3 月末被保険者数は（図表 1）のとおりである。

公的年金は大別すると 1 階部分と 2 階部分に分かれる。1 階部分は拠出要件を満たした人

⁷ 鈴木亘 a 『だまされないための年金・医療・介護入門』東洋経済 2009 年 2 月、鈴木亘 b 『年金は本当にもらえるのか?』ちくま新書 2010 年 7 月、鈴木亘 c 『社会保障の不都合な真実』日経新聞出版社 2010 年 7 月

⁸ 野口悠紀雄 b 『日本を破滅から救うための経済学』ダイヤモンド社 2010 年 7 月

⁹ 「年金激震」『週刊東洋経済』2009 年 10/31 号

¹⁰ 「年金の大誤解」『週刊ダイヤモンド』2010 年 2/20 号

¹¹ 日経新聞 2011 年 2 月 3 日「公約修正まず社会保障／民主、年金など 4 月に見直し案」

に一定額を給付する国民年金＝基礎年金であり、被用者であろうと自営業者であろうと、職業に拘らず適用対象となる。2階部分は報酬比例部分とも呼ばれ、被用者のみが対象であり、民間企業被用者は厚生年金の適用対象、公務員・私立学校教職員は共済年金の適用対象になる。

自営業者等は1号被保険者と呼ばれ、1階部分の基礎年金のみの適用となる。民間企業被用者と公務員・私立学校教職員等は2号被保険者と呼ばれ、1階部分の基礎年金と2階部分の厚生年金・共済年金（報酬比例部分）の適用を受ける。その他に2号被保険者の被扶養配偶者は3号被保険者と呼ばれ、1階部分の基礎年金の適用を受ける。

（図表1）公的年金制度の体系

2階部分	国民年金基金 確定拠出年金		厚生年金基金	適格年金・確定拠出年金等の企業年金	共済年金			←職域加算部分
			代行部分		国共済	地共済	私学共済	
1階部分			国民年金(基礎年金)					
	自営業者等 (1号被保険者)	2号被保険者の被扶養配偶者 (3号被保険者)	民間サラリーマン (2号被保険者)		公務員等			
	2,001万人	1,044万人	3,895万人		被保険者合計09/3 6,940万人			
				うち厚生年金	3,444万人			
				共済年金	451万人			

（出所）厚生労働省年金局「公的年金制度の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-01.html>

2. 我が国の公的年金制度の特徴

まず、第一の特徴としては「国民皆年金」が挙げられる。1959年（昭和34年）の「国民年金法」公布、1961年同法施行により、公務員と民間企業被用者だけでなく、自営業者等の非被用者も含め全国民が年金の保障を受ける体制ができあがり、制度上はそれが現在に至っている。ただし、現状では保険料の未納率が高水準となり¹²、「国民年金の空洞化」が進んで「国民皆年金に空いた穴がどんどん大きくなっている」との指摘がある¹³。

¹² 2010年8月末における国民年金保険料の納付率は2010年度分が55.1%（前年同月比▲1.6ポイント）、過年度分については2009年度分が61.6%になっている。（厚労省年金局「国民年金保険料の納付率について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000v9tx-att/2r9852000000v9vn.pdf>

¹³ 駒村康平『年金はどうなる』岩波書店 2003年11月 p68～72

二番目の特徴として、「強制加入」の「社会保険方式」であることが挙げられる。わが国においては、20歳以上60歳未満の人は全て、公的年金制度への加入が義務づけられており、国民年金に加入しなければならない。そのため、国民年金では加入者を第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類に分けたものである。また、公的年金制度の加入者は、それぞれ保険料を拠出し、それに応じた年金給付を受けることになる。基本的には保険料を納めなければ年金は給付されないが、失業等により保険料負担が困難な場合については「保険料免除制度」によって受給権を保障している。

「強制加入」とする理由には、①すべての国民に老後の保障を用意する体制をつくること、②全国民の加入により安定した公的年金制度を構築すること、等が挙げられる。「社会保険料方式」を採っているが、国民年金（基礎年金）については給付必要額の2分の1を国庫が負担している¹⁴。

三番目の特徴として、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという「世代間扶養」の考え方で運営されていることが挙げられる。現役世代の所得の一部を高齢者世代に再分配する仕組みにより、インフレーションおよび賃金水準上昇などによる年金の減価を防ぐことが可能である。このような世代間扶養の運営となっているために、1階部分の基礎年金の財政方式は完全な賦課方式であり、2階部分（報酬比例部分）も、発足当初の“修正積立方式”が現在では「賦課方式」¹⁵になっており、人口変動リスクに対処できないというデメリットがある。

3. 公的年金の保険料負担

厚生年金・共済年金は、事業主（共済年金では国・地方公共団体等）と被保険者（2号被保険者）が厚生年金保険料（共済年金では長期掛金）を折半負担する。国民年金1号被保険者の保険料は定額で、全額被保険者本人負担となる。2号被保険者の被扶養配偶者である3号被保険者の保険料は、年金制度グループごとに2号被保険者全体で分担負担し、2号被保険者の保険料に含まれているので、個別支払いはない。

各制度の保険料（率）の推移は、(図表2)の通りである。厚生年金保険等の被用者年金の保険料は、勤務先の給料をもとに標準報酬月額を決定し、これに保険料率をかけて計算する。2004年改正により、保険料（率）は2017年までに段階的に引き上げられ、それ以降は、厚生年金保険料率が18.3%に、国民年金保険料が月額16,900円に固定されることになっている。

(図表2) 年金保険料（率）の推移

厚生年金 (%)	国民年金 (円/月)
----------	------------

¹⁴ 2004年の制度改革により、従来の国庫負担「3分の1」が2009年度から「2分の1」に引き上げられた。ただしその恒久財源は未定で、2009、10年度はいわゆる埋蔵金により辻褄を合わせている。

¹⁵ 本研究報告「第4章3. 「賦課方式」と「積立方式」について」参照

元号	/年	月	西暦	男子	女子	元号	/年	月	西暦	20-34 歳	35 歳以上
昭和	29	5	1954	3.0	3.0	昭和	36	4	1961	100	150
	35	5	1960	3.5	3.5		44	1	1967	250	300
	40	5	1965	5.5	3.9		45	7	1970	450	
	44	11	1969	6.2	4.6		49	1	1974	900	
	51	8	1976	9.1	7.3		52	4	1977	2,200	
	55	10	1980	10.6	8.9		56	4	1981	4,500	
	60	10	1985	12.4	11.3		61	4	1986	7,100	
平成	2	1	1990	14.3	13.8	平成	2	4	1990	8,400	
	6	11	1994	16.500			7	4	1995	11,700	
	8	10	1996	17.350			10	4	1998	13,300	
	15	4	2003	13.580							
	16	10	2004	13.934							
	17	9	2005	14.288			17	4	2005	13,580	
	18	9	2006	14.642			18	4	2006	13,860	
				↓			19	4	2007	14,100	
			(毎年 0.354% 引上げ)						(毎年 280 円引上げ)		
				↓						↓	
	2017 年以降			18.300			2017 年以降			16,900	

(注) 1. 厚生年金保険料は労使折半、本人負担は半分

2. 厚生年金の 1996 年までは標準報酬月額ベース、2003 年以降は、総報酬ベース

(出所) 厚生労働省「平成 16 年 年金制度改正のポイント」(参考 7) 保険料(率)の推移
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/42.pdf> および社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告－平成 17 年度－」付属資料
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1129-10c_0001.pdf より作成

4. 公的年金の給付

公的年金の給付は、老齢年金・障害年金・遺族年金の 3 つがあるが、老齢年金の給付額は(図表 3)に示す計算式で計算される。

厚労省の言う「標準的な年金受給世帯」すなわち、平均的賃金で 40 年間にわたり厚生年金に加入していた夫婦世帯が受給する「標準的な年金」の給付水準は、2009 年の財政検証においては、2009 年度で妻の基礎年金を合わせて 223 千円となっている。この給付水準は、前年度の現役被保険者の平均的取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値) 358 千円の 62.3%である。この比率が所得代替率であり、厚労省の「財政検証」において重要な「意

味を持つが詳細は後述する¹⁶。

(図表 3) 年金額の計算式

年金制度	計算方法 (昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人)
国民年金 (老齢基礎年金)	<原則 65 歳支給開始> 満額 (H22 年度 792,100 円) × (保険料納付済月数 + 保険料免除月数 × 乗率 (全免 4/8、1/4 納 5/8、半額納 6/8、3/4 納 7/8)) / (40 (加入可能年数) × 12 月)
老齢厚生年金 (65 歳未満)	<60~65 歳までの間、生年月日に応じ支給開始年齢引上げ> 定額部分(1) + 報酬比例部分(2) + 加給年金額(3)
定額部分(1)	定額単価 × 被保険者期間月数 × 物価スライド率
報酬比例部分(2)	平均標準報酬月額 × 支給乗率 × 被保険者期間月数 × 物価スライド率
加給年金額(3)	一定条件を満たす被扶養配偶者、子がいる場合に支給
老齢厚生年金 (65 歳以上)	老齢基礎年金(a) + 報酬比例年金(b) + 加給年金額(c)
老齢基礎年金(a)	国民年金 (老齢基礎年金) と同じ
報酬比例年金(b)	65 歳未満の報酬比例部分(2) と同じ
加給年金額(c)	65 歳未満の加給年金額(3) と同じ

(注) 1. 定額部分(1)の定額単価：現在、1676 円 × 生年月日に応じた率

2. <60~65 歳の間、生年月日に応じ支給開始年齢引上げ>定額部分については、「第 2 章 7. ①」、報酬比例部分については「第 2 章 8. ②」を参照されたい。

3. 平均標準報酬月額：毎月の本人月給を標準報酬の等級 (30 等級) に当てはめ標準報酬月額を出し、それに再評価率を乗じた額の合計額を被保険者月数で除した平均額。2003 年 4 月以降の被保険者期間については、賞与を含む総報酬制に移行し「平均標準報酬額」となる。

4. 支給乗率：2003 年 3 月以前の被保険者期間の乗率は 7.125~9.5/1000、同年 4 月以降 (総報酬制移行後) の被保険者期間の乗率は 5.481~7.308/1000 である。生年月日により乗率が異なり若年ほど低率に設定、現役世代の賃金に対し退職世代の年金を調整する役目をもつ。

(出所) 日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/rourei/index.html より作成

第2章 わが国の公的年金制度の変遷

現役引退後の老後生活を保障する制度は、明治時代半ばに登場した「軍人恩給」「官吏恩給」に源を発するが、保険料方式の公的年金制度は、1941 年 (昭和 16 年) に制定され、翌 1942 年に施行された「労働者年金保険法」がその原型である。我が国の公的年金制度の沿革は (図表 4) の通りである。以下、1942 年以降の制度の変遷を取りまとめ、現在の複

¹⁶ 本研究報告「第 3 章 2. (3) 給付水準の将来見通し」参照

雑な制度が如何にして出来上がったのか、直面する数々の課題の原因・遠因は何であるかを検討する手掛かりにしたい。

(図表 4) 公的年金制度の沿革 (～昭和 27 年)

年次	明治				大正			昭和					
	8	9	17	23	9	12	13	12	15	17	19	23	27
一般被用者	労働者年金保険法→											旧厚生年金保険法	
船員	退職積立金及び退職手当法											船員保険法	
農林漁業団体職員												旧厚生年金保険法	
私立学校教職員	(財)私立中等学校恩給財団→27年に私学恩給財団											厚生年金任意適用	
国家公務員	海軍退隠令	① 陸軍恩給令	軍人恩給法		恩給法								
	官吏恩給令→		官吏恩給法										
公共企業体役職員	大正9年から鉄道庁(省)現業員共済組合など官業共済組合では年金給付を実施していた											旧国家公務員共済組合法	
地方公務員	官吏恩給法		恩給法										
	退職年金条例												
非被用者												町村職員恩給組合法	

(昭和 27 年～)

年次	昭和										平成	
	27	29	31	33	34	36	37	59	61	9	10	14
一般被用者	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法									
船員	船員保険法										(S61厚年に統合)	
農林漁業団体職員	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法				農林漁業団体職員共済組合法				(H14厚年に統合)	
私立学校教職員	私学恩給財団		私立学校教職員共済組合法								私立学校教職員共済法	
国家公務員	恩給法				国家公務員共済組合法				国家公務員等共済組合法		国家公務員共済組合法	
公共企業体役職員	旧国家公務員共済組合法				公共企業体職員等共済組合法				国家公務員等共済組合法		厚生年金保険法 (H9厚年に統合)	
地方公務員	恩給法				旧国家公務員共済組合法				② 地方公務員等共済組合法			
					市町村職員共済組合法							
					町村職員恩給組合法							
非被用者					(福祉年金)				国民年金法			
備考											国民年金法の一部を改正する法律 (S61基礎年金制度導入)	

(注) ①陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭祀並ニ其家族扶助概則②国家公務員共済組合法 (出所) 長尾『わが国の公的年金制度』 p 40、および社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1129-10c_0001.pdf 付属資料 (2007 年 11 月) より作成

1. 「労働者年金保険法」施行（1942年）「厚生年金保険法」に改称（1944年）

1942年、「労働者年金保険法」（現在の厚生年金の前身）が施行された。「労働者年金保険」を創設した目的は、①戦時体制下、生産力増強のため労働力を確保すること、②年金保険料の積立金をもって戦時公債の購入原資とすること、③保険料拠出により国民購買力を吸収し、インフレを防止すること、等であったと考えられる¹⁷。

「労働者年金」の特徴としては、積立方式、報酬比例年金、55歳支給開始、保険料は労使折半、国庫負担が10分の1であったこと等が挙げられる¹⁸。当初は、10人以上の労働者を常用する事業所のブルーカラー男子労働者を強制加入対象者とし、女子・事務職は任意加入とされた。これは、生産力増強のための労働力確保が年金制度導入の目的の一つであったためと考えられ、そのことは、当時の国会審議における政府答弁「時局に鑑み工場・鉱山等最も急を有する方面から始めることとしたものであり、その他方面については将来充分研究する」からもうかがえる¹⁹。

1944年（昭和19年）には「厚生年金保険法」に改称され、強制適用対象者を女子、事務職まで拡大し、適用事業所も従業員5人以上の事業所に拡大している。

2. 「厚生年金保険法」旧法全面改正（1954年）

1942年に始まった民間被用者の年金制度は、戦後の混乱とインフレのなか、積立金価値のダウンにより実質給付が困難化、老齢給付は「冬眠」状態に陥ったが²⁰、1954年（昭和29年）には、旧法を全面改正し新「厚生年金保険法」が成立、施行された。これが民間被用者を対象とする現在の厚生年金保険につながるものである。1954年改正の特徴は次のとおりである²¹。

- ① 年金額算定方式…旧法の報酬比例1本から、定額部分+報酬比例部分の2階建てへ。
- ② 財政方式…将来にわたって少しずつ保険料を引き上げる「段階保険料方式」と、「修正積立方式」を選択。5年毎に「財政再計算」を行い財政状況と保険料引き上げ目標を確認する。
- ③ 支給開始年齢…旧法の55歳を寿命の伸びに合わせ60歳へ段階的に延長。

年金制度を旧法の積立方式で再スタートするには、保険料大幅引き上げが必要であった。再スタートを円滑に行うために、保険料抑制を優先して暫定的に低い保険料率（3%）でスタートできる「修正積立方式」を採用し、5年毎の「財政再計算」で保険料を見直す方式を採ったものである。保険料率は、「段階保険料方式」によって給付充実が無くとも段階的

¹⁷ 駒村『年金はどうなる』p45

¹⁸ 城戸喜子・駒村康平『社会保障の新たな制度設計』慶応義塾大学出版会 2005年11月 p174

¹⁹ 長尾『わが国の公的年金制度』p44

²⁰ 城戸・駒村『社会保障の新たな制度設計』p174

²¹ 城戸・駒村『同上』p176

に引き上げられることが初めから予定され、給付を充実すれば引上げ幅をさらに大きくする必要があった。また、国庫負担は旧制度の 10%から 15%に引き上げられ、国庫負担増大の要因となった。

以上の如く、1954 年の「厚生年金保険」再スタートの時点で、ほぼ現在の厚生年金制度の枠組みができたと言える。ただし、財政面で「修正積立方式」を採り、当初の保険料率を低位に抑えたことが、その後の制度改定・財政再計算の都度、「修正積立方式」から「賦課方式」への変容を強めていく原因となり、結果として後の世代へ負担を先送りすることになって行った²²。

3. 各共済組合の再編・発足（1954～62 年）

昭和 30 年代前半には、各共済組合および恩給制度の統合・再編が進行した。

まず、1956 年（昭和 31 年）に、国鉄・電々・専売の三公社職員について「公共企業体職員等共済組合法」が施行された。1959 年（昭和 34 年）には、国家公務員について官吏の恩給制度と雇用人の共済制度の併存を解決するための「国家公務員共済組合法」が制定され、国家公務員は全面的に共済方式に切り替えられた。さらに 1962 年（昭和 37 年）には、「地方公務員共済組合法」施行により、地方公務員の多岐にわたる退職年金制度を統合、国家公務員に準ずる長期給付が整備された。

私立学校教職員については、1954 年（昭和 29 年）に「私立学校教職員共済組合法」が施行され、国家公務員（公立学校教職員を包含）とほぼ同等の長期給付が実施されることになった。また、農林漁業団体（農協、漁協、森林組合）役職員は、勤務内容が公務員類似という理由で厚生年金から分離され、「農林漁業団体共済組合法」が 1959 年（昭和 34 年）から施行された。このようにして、民間被用者は厚生年金により、公務員（国、地方）・教職員・公共企業体職員・農林漁業団体職員は各種共済年金により年金給付が行われる形が出来上がった²³。

4. 「国民年金」誕生、皆年金時代へ（1959 年）

1959 年（昭和 34 年）「国民年金法」が公布され、1961 年から施行された。これにより、公務員と民間企業被用者だけでなく、非被用者・零細事業従業員も含めた全国民が年金の保障を受ける体制、即ち「国民皆年金誕生」が標榜されるに至った。

その当時の、公務員・サラリーマン等の公的年金適用者数は全就労人口の 29%程度に過ぎず、農林漁業者、中小商工業者、自由業者等の自営業者層、および従業員 5 人未満の零細事業所従業員にも年金制度の保障を、との世論の高まりが「国民年金」発足、「国民皆年金」誕生の背景となった。人口高齢化と、戦後の諸制度変革に伴う家族制度の弱体化とが

²² 駒村『年金はどうなる』p46～47

²³ このうち、公共企業体と農林漁業団体の共済年金は、それぞれ 1997 年と 2002 年に厚生年金に統合された。

予想されるなかで、短い老後を家族が支えるそれまでの構造が崩れ、公的制度で老後生活を支える必要が高まったためである。また、昭和 30 年代は、戦後の疲弊期を脱して経済勃興期に入り、年金制度整備の国費支出・国民の経済負担を受容する素地があったことも、国民皆年金への世論が沸く元になった²⁴。

5. 物価スライド制、報酬再評価制度導入（1973 年改正）

1973 年（昭和 48 年）の改正は、その後の公的年金制度の方向を決定づける重要なものであった。この改正のポイントは、①物価スライド制の導入²⁵、②報酬再評価制度の導入²⁶、③支給水準の目標を絶対額水準から「所得代替率」に変更する²⁷、という 3 点である²⁸。

この改正が実施された背景としては、まず、当時の経済状況が挙げられる。「40 年不況」後の“いざなぎ景気”が 1970 年まで 5 年の長期にわたって続いた後、1971 年のニクソンショックが起こる。政府・日銀は内需拡大により危機を乗り越えるべく、財政・金融両面から拡張策を取り続けた。さらに、1973 年度には「福祉元年」と呼ぶ年金・福祉関係予算の拡充が実行され、財政が拡大、その前年就任した田中角栄首相が「日本列島改造論」を掲げたことがインフレ心理を煽り、全国的土地投機・地価高騰、物価上昇をもたらした。

このような状況下、年金については、大きなインフレーションによる実質価値の低下を防ぐ方策として、①および②が導入されたものである。また、支給水準についても、高度成長の果実を高齢者にも配分するため、③の変更によって、現役世代の賃金水準との比較が考慮されることになった。

このような改正により、年金財政検証のための推計には人口変動だけでなく、物価変動および所得水準の変動までも考慮せざるを得ず、推計の不確実性は増加する。これは、公的年金制度が、物価上昇によるリスク、さらには生活水準上昇による年金の実質価値の低下までも広範囲にリスクカバーするようになったことを意味し、日本の公的年金制度は、この時点で「修正積立方式」を放棄し「賦課方式」に移行したと考えざるを得ない²⁹。

6. 基礎年金制度導入、給付削減（1985 年）

²⁴ 長尾『わが国の公的年金制度』p50～51

²⁵ 物価スライド制：消費者物価指数の変動率を基準に年金額を改定する方式。1973 年導入時は、5%を超える変動率をもとに年金額を改定。1990 年から「5%」条件廃止。2000～2002 年の消費者物価指数は下落したが（累計マイナス 1.7%）、スライドを凍結。2003 年以降は累計分を持ち越したままスライドを再開した。現行の物価スライド制では、前年（1～12 月）の消費者物価指数の変動に応じ、翌年 4 月から年金額が改定される。

²⁶ 報酬再評価制度：厚生年金の計算基礎となる「加入期間中の平均標準報酬月額」を、その後の賃金上昇を加味して現在の賃金水準に読替えるため、一定倍率（＝再評価率）を掛けることにより再評価する制度。

²⁷ 所得代替率：現役世代の平均的なボーナス込の手取賃金（年収月額）に対する新規裁定時の年金月額の割合。

²⁸ 牛丸・飯山・吉田『公的年金改革』p 56～61

²⁹ 牛丸・飯山・吉田『同上』p 58、60

1973年改正の直後に「第1次石油危機」が発生、これにより日本経済が被った影響は甚大で、1974年はマイナス成長に陥った。その後景気は回復するものの、これまでの高成長から低成長経済に移行し、税収が伸び悩む一方、社会保障費はじめ政府支出が拡大し、1970年代半ばから、財政は赤字国債（特例公債）発行に依存する状態となった。

このようななかで、1973年、74年の大インフレーションにより年金給付額は増大し、高齢人口比率も徐々に上昇しつつあったため、財政再建のためには年金の給付削減も不可避の状況となった。また、厚生年金・各種共済年金・国民年金などが分立する年金制度のなかで、就業構造の変化等から、自営業や農林漁業従事者を対象とする旧国民年金制度の如く財政が厳しくなる制度が出て来た。

1985年（昭和60年）、このような状況を背景に、基礎年金導入による年金一元化と給付削減を内容とする改正が実施された。この改正の柱は次の3点である³⁰。

- ① 基礎年金の導入による制度体系の再編成： 各年金制度の安定性確保を目的として、厚生年金・共済年金・国民年金の連結をはかり、新国民年金として「基礎年金」が創設された。基礎年金には被用者年金（厚生年金・共済年金）からも拠出金を出し、被用者保険の加入者（2号被保険者）には定額の基礎年金+報酬比例年金が支給されることとなった。この改正には旧国民年金の財政危機を救済する狙いがあった。
- ② 女性の年金権の確立： 1985年改正以前は、被用者として働いている女性および旧国民年金の制度に加入している女性以外は、個人としての公的年金の保障がなく、サラリーマンの妻である専業主婦が離婚した場合、年金が全く無くなるという問題があった。1985年改正で基礎年金を創設した際に、基礎年金の給付を個人単位とすることで、女性の年金権が確立され、この問題が解決されることになった。新たに基礎年金の被保険者となった、被用者の配偶者は3号被保険者と呼ばれる。ただ、これにより、新たな“不公平感”が発生することとなった³¹。
- ③ 給付額の削減： 老齢基礎年金の給付額算定に用いる加入期間に40年の上限を設けて頭打ちとすること、および老齢厚生年金の給付額算定に用いる支給乗率を1000分の10から段階的に1000分の7.5まで引き下げることにより、給付額を抑制することとした。このような抑制が行われたのは、1973年改正で導入した、物価変動および生活水準変動にも対応する広範なリスクカバーの役割を維持させながら、将来世代への負担を抑えるためであった³²。

³⁰ 牛丸・飯山・吉田 『公的年金改革』 p 61～63

³¹ 基礎年金創設に伴って被用者の妻である専業主婦が3号被保険者となり、その保険料負担は、被用者年金制度が人数割で負担することとなった（基礎年金の給付費用から国庫負担分を除いた残りを年度ごとに1号、2号、3号の被保険者合計人数で除し、その単価に各制度の3号を含む被保険者人数を掛けたものが各制度の保険料負担額）。財政構造上、サラリーマンの妻の保険料はサラリーマン全体で負担し、自営業者には掛っていない。しかし、同じ専業主婦でも保険料負担を求められる自営業の妻等に「サラリーマンの妻は保険料を払わずに年金がもらえる」との、不公平感、不満が募ることとなった（駒村『年金はどうなる』 p51～52, 243）。

³² 牛丸・飯山・吉田『同上』 p 63

7. 支給開始年齢引上げ、スライド率を可処分所得ベースに変更（1994年改正）

1985年改正で給付削減が行われたものの、少子高齢化の進行等から公的年金制度の環境は厳しさを増し、さらなる改革が必要となった。1994年改正では、年金受給世代への給付と現役世代の負担のバランスを図るため、①定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げ、および、②ネット所得スライド方式の導入が実施された。

- ① 定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げ： 1985年改正により創設された基礎年金は65歳以降支給されることになり、厚生年金の2階部分である報酬比例部分の本来支給も65歳以降となったが、それまでの厚生年金の被保険者については、60～64歳の間も本来支給とは別個の部分年金として、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されることとなった。特別支給の額は、「定額部分」と「報酬比例部分」を足したものであった。1994年改正では、2001年度以降（女性は2006年度以降）60歳に到達する人に対し、特別支給の老齢厚生年金のうち「定額部分」に相当する部分の支給開始年齢を、3年に1歳ずつ引き上げることとなった。これにより、1949年4月2日以降生まれの男性（1954年以降生まれの女性）は60歳台前半の「定額部分」支給はゼロとなり、65歳から老齢基礎年金の支給が開始されることになる。
- ② ネット所得スライド方式の導入： 1973年改正で、厚生年金の計算基礎となる「平均標準報酬月額」を現在の賃金水準に読替えるための「再評価制度」が導入された。1973年改正で導入された制度では、現役世代のグロスの賃金水準（税・社会保険料控除前）にスライドして再評価する方式であったが、1994年改正で、ネット賃金水準（税・社会保険料控除後）にスライドする方式へ変更した。

8. 給付乗率の一律引下げなど更なる給付総額抑制策（2000年改正）

1985年、1994年と給付削減策が行われたものの、バブル崩壊後の経済状況が改善せず、予想を上回る少子高齢化が進行するなか、年金給付総額を抑制するために次のような改正が行われた。

- ① 厚生年金・報酬比例部分の支給乗率一律5%削減：1985年改正によって、支給乗率を段階的に1000分の7.5まで引き下げ、世代によって異なる支給乗率が1000分の10から1000分の7.5の間に設けられていたが、2000年改正ではさらにそれを一律に5%削減したものである。
- ② 厚生年金・報酬比例部分の支給開始年齢の段階的引き上げ：1994年改正によって、定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが開始されたが、それだけでは不十分となり、2000年改正では報酬比例部分についても支給開始年齢を引き上げることとなった。2013～2025年（女性は5年遅れ）にかけて3年ごとに1歳ずつ引き上げ、その結果、1961年4月2日以降生まれ（女性は1966年4月2日以降）の人は特別支給がゼロとなり65歳から老齢厚生年金を受給することとなる。

③ 65歳以上の政策改定と賃金再評価の停止：1973年改正以降、1階部分の定額部分については5年毎に政策改定を実施、2階部分の報酬比例部分については再評価制度によって賃金スライドを実施してきたが、2000年改正により、65歳以上の既裁定年金については政策改定も賃金再評価も行わず、物価スライドのみとすることになった。この意味するところは、経済成長による生活向上を、受給開始後の年金には反映させないということであり、状況によっては、65歳以上の実質給付水準が低下することになるというものである³³。

9. “100年間持続可能な公的年金制度”を構築（2004年改正）

これまでの公的年金に関わる方針は、老後の給付水準をまず定め、これに見合う保険料の引き上げで対応しようとするものであり、財政再計算の度に保険料の引き上げが繰り返されていた。様々な方法で給付削減努力がなされたにも拘らず、保険料引き上げがどこまで続くかわからない状態が続けば、制度に対する不信感が高まるばかりとなる。

2004年に行われた“大改正”は、少子高齢化が進行するなか、少なくとも“100年間持続可能な公的年金制度”を構築し、制度に対する信頼を回復させることを主目的とするものであった。中長期的な方針として“年金の給付水準を一定にして保険料の引上げで対応する”方式（確定給付方式）から、“保険料を一定に維持しながら給付水準の調整で対応する”方式（確定拠出方式）に変更することとなった。このような方針変更に伴い、「マクロ経済スライド」により年金給付水準を自動調整する仕組み、実質的には自動引下げする仕組みと、保険料（率）を一定水準まで引上げたのち固定する方式とが導入された。さらに所得代替率50%超を維持するために、積立金取り崩しを行うこととし、基礎年金の国庫負担率を3分の1から2分の1に上げることが決められた。その要点は次のとおりである。

A. 「マクロ経済スライド」による年金給付水準の自動調整と「所得代替率」50%超維持：年金額の計算においては「平均標準報酬月額³⁴」を現在の賃金水準に読替える「再評価制度」および「物価スライド制³⁵」によって、インフレなどによる年金給付額の実質減価を回避することになっているが、2004年改正では「再評価率」「物価スライド率」から年金被保険者数の減少率³⁶と平均余命の伸び率（0.3%予定）を控除する「マクロ経済スライド」が導入

³³ 牛丸・飯山・吉田『公的年金改革』p 68～71、城戸・駒村『社会保障の新たな制度設計』p 186

³⁴ 平均標準報酬月額：本人給与（月額）を標準報酬の等級（現在、最高額62万円から最低額9万8千円までの30等級に分かれている）に当てはめた標準報酬月額に再評価率を乗じた額の合計額を、被保険者期間月数で除した額が、平均標準報酬月額である。厚生年金の報酬比例部分の額は、この金額に支給乗率・被保険者期間月数・物価スライド率を乗じて算定する。

³⁵ 1973年の法改正により「報酬再評価制度」と「物価スライド制」とが導入された。

³⁶ 「年金被保険者数の減少率」は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年

された。これにより、年金を支える労働力の減少や年金受給者の平均寿命の伸びを年金額の改定に反映させ、年金額の伸びを賃金・物価の伸びよりも抑えることになる。また、導入に合わせ年金受給者の不安を和らげるため、年金給付額の「所得代替率³⁷⁾」50%超を維持することも定められた。

B. 年金保険料（率）の段階的引上げと、引上げ上限額（率）の設定：

厚生年金保険料率は、毎年0.354%ずつ引上げた後、2017年以降18.3%（総報酬ベース、労使折半）に固定され、国民年金保険料は、毎月月額280円引上げた後、2017年以降月額16,900円に固定されることとなった。保険料を支払う現役被保険者の不安を除去するために、保険料（率）の上限とその固定を明確にしたものである。

C. 積立金取り崩しと、基礎年金の国庫負担率引上げ：

“保険料（率）を一定に維持しながら給付水準の調整で対応する”方式（確定拠出方式）を100年間持続（有限均衡）させ、同時に所得代替率50%超を維持させるために、二つの手段が加えられた。まず、年金積立金³⁸⁾を取り崩すことを明確にし、100年後の期末積立金を翌年度支出額の1年分と設定している。さらに、基礎年金財源の国庫負担率3分の1を2分の1へ、2009年度から引き上げるようになった。

以上の2004年改革は大改革ではあるが、次の課題①～④を残したままであり、その解決の確認と、今後の検証とが必要である。このうち、②の課題は年金財政の維持が可能かどうか、公的年金制度の根幹にかかわる重要課題といえる。

- ① 基礎年金財源の国庫負担率引き上げの恒久財源が未確定・・・2分の1への引上げは2009年度に実施されたが、特別会計の取り崩し（いわゆる埋蔵金）により辻褄を合わせたもので、恒久財源をどうするかは2011年1月現在未定のままである。
- ② 数多くの前提＝仮定に基づく財政計算・・・2004年改定は、将来人口や経済の動向などについて数多くの前提に基づく財政計算をしているが、前提数値が現実と大きく相違してきた場合に、年金給付水準を維持しようとすれば年金財政の維持が難しくなり、再改革を迫られることになる。
- ③ 国民年金の保険料未納者・未加入者問題・・・保険料未納、未加入者の増加を防ぐ手だてが講じられていない。加入期間25年以上（保険料免除期間も含む）が年金給付の条件であること、年金制度に対する不信が根強いこと、労働力の流動化が進み、厚生年金が適用されない非正規労働者が増加していることなどが、未納・未加入者増加の原因であると考えられる。

平均) である。

³⁷⁾ 「所得代替率」：標準的な年金受給世帯（平均的賃金で40年間にわたり厚生年金に加入していた夫婦世帯）が受給する年金の、現役被保険者の平均的月取り賃金（賞与含む）に対する比率

³⁸⁾ 2010年度末積立金の積立度合（期末積立金の翌年度支出に対する倍率）は、厚生年金が3.9倍、国民年金が2.1倍と見込まれている（厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p30）。

- ④ パートなど非正規労働者への厚生年金適用拡大・・・現行制度では、パートなど非正規労働者の多くは厚生年金2号被保険者ではなく、国民年金1号被保険者となるか、2号被保険者の被扶養配偶者として3号被保険者となるしかない。このことが、前述のとおり、国民年金の保険料未納・未加入者問題の原因になっているとの指摘もある³⁹。

第3章 公的年金の財政状況

1. 公的年金各制度の財政の現況

2008年度の各年金制度の財政収支状況は、(図表5)の通りである。

制度ごとの年度収支は、厚生年金が3千億円の黒字、三共済合わせて9千億円の赤字、国民年金勘定(基礎年金勘定は含まず)が4千億円の赤字と、いずれも±1兆円の範囲に収まっている。一見帳尻がほぼ合っているかのようであるが、2008年単年度を見ただけでも、さまざまな問題が指摘できる。まず、厚生年金の収入には「積立金より受入」が3.36兆円も計上されており、これを除くと実態は3兆6千億円強の赤字である。また、国民年金勘定の収入5.41兆円のうち保険料は1.75兆円と32%に過ぎず、「国庫補助」と、「基礎年金交付金」を経由した他制度からの補てんで収支を合わせているに過ぎない。(図表5)のうち網掛け箇所、すなわち支出の「基礎年金拠出金」収入の「基礎年金交付金」は制度間の資金のやり取りであり、これらを除いた制度全体の収支が、図表末尾の<制度間のやりとりを除く年金制度全体の収支状況>である。年金給付総額46兆円の財源のうち保険料収入は28.8兆円であり、残りは、国庫補助、運用収入、積立金取り崩しに依存する状態である。

1995年度以降2008年度までの積立金期末残高推移は(図表6)のとおりであり、積立金の取り崩しによって収支残はプラスを維持してはいるが、2002～04年度をピークに積立金は減少しつつある。この傾向が長期にわたり続くようであれば積立金がさらに減少し、ついには枯渇する恐れもないとは言えない。年金財政の将来を確実に見通して、必要があれば早いうちに対処策を実行しなければならない。厚労省が5年ごとに公的年金の「財政検証」を行うのはそのためであり、2009年には2004年の制度改革後初めての「財政検証」が実施された。以下その検証内容を“検証”し、課題と今後の方向性を考えるきっかけにしたい。

(図表5) 公的年金各制度の財政収支状況－2008年度(単位：兆円)

<厚生年金>

(収入)

(支出)

保険料	22.69	基礎年金拠出金	13.32
国庫補助・運用収入	7.20	年金給付	22.69
積立金より受入れ	3.36		

³⁹ 日本年金学会編集『持続可能な公的年金・企業年金』ぎょうせい2006年3月

基礎年金交付金	1.88			
その他	1.29	その他	0.10	収支残
収入計	36.42	支出計	36.11	0.31

<三共済>

保険料	4.38	基礎年金拠出金	1.82	
国庫補助・運用収入	1.45	年金給付	6.32	
基礎年金交付金	0.44	その他	0.43	収支残
その他	1.39			
収入計	7.66	支出計	8.57	-0.91

<国民年金勘定>

保険料	1.75	基礎年金拠出金	4.12	
国庫補助・運用収入	1.97	年金給付	1.58	
基礎年金交付金	1.49	その他	0.13	収支残
その他	0.22			
収入計	5.41	支出計	5.83	-0.42

<基礎年金勘定>

(支出)

(収入)

基礎年金給付費	15.45	基礎年金拠出金収入	19.26	
基礎年金交付金	3.80	その他	1.59	収支残
支出計	19.25	収入計	20.84	1.60

<制度間のやりとりを除く年金制度全体の収支状況>

年金給付	46.03	保険料収入	28.82	
		国庫補助・運用収入	10.63	
		積立金より受入れ	3.53	
その他	0.57	その他	2.61	収支残
支出計	46.6	収入計	45.6	-0.99

(出所) 厚労省「公的年金各制度の財政収支状況」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-02.html>

(図表6) 期末積立金残高推移 (単位: 兆円)

年度	厚生年金 収支残	期末積立金	
		厚生 年金	公的年金 制度全体
1995	7.28	112	162

1996	6.64	118	171
1997	7.29	126	179
1998	5.08	131	186
1999	3.95	135	193
2000	2.08	137	196
2001	0.51	135	-
2002	0.30	138	197
2003	-0.34	137	197
2004	0.24	138	198
2005	0.97	132	193
2006	1.10	130	191
2007	0.94	127	188
2008	0.31	124	184

(出所) 厚労省「同上」

2. 2009年財政検証について

(1) 財政検証の目的

2004年改革で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みについては、それらが適切に機能しているかどうか、すなわち年金制度の財政が維持できるかどうか定期的に点検することが必要である。そのため厚労省は、少なくとも5年ごとに、今後概ね100年という長期の財政収支の見通し並びにマクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通しを作成して、年金財政の健全性を検証することとされた。この一連の行為が「財政検証」と呼ばれるもので、2009年には第1回目の「平成21年財政検証」が実施され同年2月に公表された。

(2) 財政検証の主な前提

財政検証においては、今後の人口や社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、「平成21年財政検証」で設定された前提は、(図表7～9)のとおりである。出生率が中位で、経済前提が中位のケースを「基本ケース」と呼んでいる。

なお「長期の経済前提」は2016年以降の前提であり、2015年度以前の物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回りについては、2009年1月に内閣府が作成・公表した「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」に準拠して、(図表10)の「足下の経済前提」が設定されている。

(図表7) 2009年財政検証の長期経済前提

経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	実質経済成長率
経済高位	1.0%	名目 2.9% 実質 1.9%	名目 4.2% 実質 3.2%	2010年世界経済急回復 2015～39年度実質+1.2%
経済中位	1.0%	名目 2.5%	名目 4.1%	2010年度世界経済順調回復

		実質 1.5%	実質 3.1%	2015～39 年度実質+0.8%
経済低位	1.0%	名目 2.1%	名目 3.9%	2010 年度世界経済底ばい継続
		実質 1.1%	実質 2.9%	2015～39 年度実質+0.4%

(注) 2004年の長期経済前提:物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.1%、運用利回り3.2%(いずれも名目)

(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」2009年3月 p 21、22

(図表 8) 合計特殊出生率と平均寿命 (「日本の将来推計人口(2006 年 12 月推計) 使用)

合計特殊出生率		平均寿命			
2005 年実績	2055 年	2005 年実績		2055 年	
1.26	出生高位: 1.55 出生中位: 1.26 出生低位: 1.06	男 78.53 年 女 85.49 年	→	死亡中位	男 83.67 年 女 90.34 年 死亡低位 男 84.93 年 女 91.51 年 死亡高位 男 82.41 年 女 89.17 年

(出所) 厚労省「同上」

(図表 9) 労働力率の前提

	2006 年 (実績)	→	2030 年
男性 60～64 歳	70.9%	→	96.6%
女性有配偶 30～34 歳	47.7%	→	65.8%
女性無配偶他 30～34 歳	90.1%	→	96.1%

(出所) 厚労省「同上」

(図表 10) 足下の経済前提 (単位: %)

年度	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース			
	物価 上昇率	賃金 上昇率	運用 利回り	物価 上昇率	賃金 上昇率	運用 利回り	物価 上昇率	賃金 上昇率	運用 利回り	
足 下 の 前 提	2009	-0.4	0.1	1.5	-0.4	0.1	1.5	-0.6	-0.5	1.5
	2010	0.2	3.4	1.8	0.3	4.3	2.0	-0.3	1.7	1.7
	2011	1.4	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	-0.4	1.3	1.7
	2012	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	-0.4	1.5	1.7
	2013	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	-0.1	1.4	1.8
	2014	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.4	0.4	1.6	1.9
長 期	2015	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
	2016	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	4.0	1.0	2.1	2.8
	2017	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1

の 前 提	2018	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.4
	2019	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.7
	2020	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9
	以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9

(注) 賃金上昇率、運用利回りは名目である。

(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 188

(3) 給付水準の将来見通し

「平成 21 年財政検証」においては、設定した前提ごとに今後の年金の給付水準がどうか、その見通しを示している。

年金を受け取り始める時点(65歳)での、厚生年金の“標準的な年金⁴⁰⁾”の所得代替率⁴¹⁾の最終的な水準を見通したものが(図表 11)である。図表では、出生率が中位、高位、低位それぞれの場合ごとに経済前提が中位、高位、低位の場合の、合計 9 通りについて最終的な所得代替率を示しており、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が終了した後はこの所得代替率が維持されることを表している。

基本ケース(経済中位・出生中位)ならば、2038年以降の所得代替率は50.1%を維持でき、100年後(2105年度)の積立金の積立度合(前年度末積立金/当年度支出合計)は1.0倍になる見通しになっている。ただし、出生率が低位のケース及び出生率が中位で経済前提が低位のケースについては、2038年度あるいはそれ以前に所得代替率が50%に達する見通しである。仮に、所得代替率が50%に達した後においても、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させたとした場合の最終的な所得代替率が、()内に示されている。たとえば、出生中位、経済低位のケースでは、2038年に所得代替率が50%に到達した後、2043年まで給付調整が続き、2043年以降は47.1%の給付水準のもとで財政が均衡するという見通しとなっている。なお2004年改正法の規定により、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回検証で出生率低位ケース、及び出生率中位&経済前提低位ケースにおいて50%を下回る見込みであることは、規定には抵触しないとしている。

⁴⁰⁾ 厚生年金の標準的な年金：標準的な年金受給世帯(平均的賃金で40年間にわたり厚生年金に加入していた夫婦世帯)が受給する厚生年金

⁴¹⁾ 所得代替率：標準的な年金受給世帯が受給する年金の、現役被保険者の平均的取り賃金(賞与含む)に対する比率

(図表 11) 厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

経済前提	高位	出生低位、経済高位 2036年度 50% (2040年度～47.5%)	出生中位、経済高位 2037年度以降 50.7%	出生高位、経済高位 2032年度以降 54.6%
	中位	出生低位、経済中位 2036年度 50% (2041年度～46.9%)	基本ケース 出生中位、経済中位 2038年度以降 50.1%	出生高位、経済中位 2033年度以降 53.9%
	低位	出生低位、経済低位 2035年度 50% (2048年度～43.1%)	出生中位、経済低位 2038年度 50% (2043年度～47.1%)	出生高位、経済低位 2038年度以降 51.5%
		低位	中位	高位
		出生率		

(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示す。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合の見通し。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3%（2035年度以降）、死亡低位の場合47.9%（仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、2041年度以降）の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで2012年度、経済低位ケースで2014年度の見通し。

(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p25 図表により作成

基本ケースの場合、厚生年金の標準的な年金の給付水準が将来どのように変化するかが、(図表12)において時系列で示されている。経済前提、出生率前提が充足されるならば、2009年には62.3%であった所得代替率は年を追って低下し2038年に50.1%になるが、物価で2009年価値に割り戻した年金額は、2009年の223千円から2038年263千円、2050年には314千円に増加する見込みである。

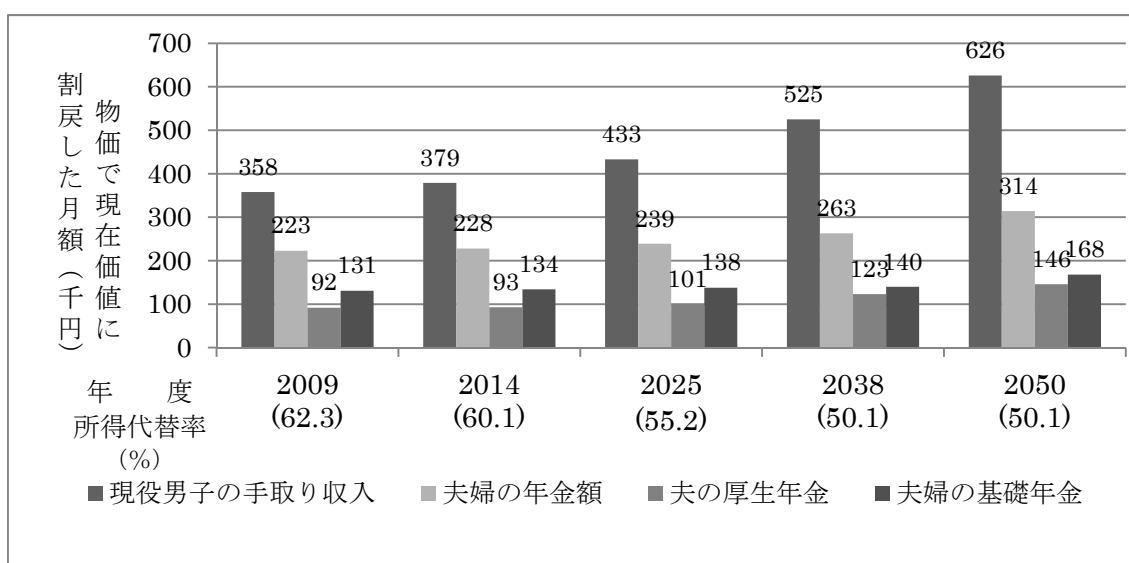
(図表12)に示されているのは標準的な年金受給世帯の年金額および所得代替率であり、現役時代の世帯の所得⁴²(夫婦の合計手取り賃金)が標準的な年金受給世帯の所得と異なれば、年金額や所得代替率も異なるものとなる。世帯所得が標準世帯よりも多ければ所得代替率は低くなり、少なければ所得代替率は高くなる(図表13、14)。この理由は、年金額が報酬比例部分と基礎年金部分で構成されているためである。所得が α 倍になれば厚生年金の

⁴² 夫婦世帯では、夫のみ就労する世帯か夫婦共働き世帯かといった世帯類型が異なっても、世帯所得が同じであれば保険料負担、年金額および所得代替率は全て等しくなる(厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p273)。

報酬比例部分の年金額は α 倍になるが、基礎年金の額は所得の多寡によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は α 倍にはならない。従って、世帯における手取り賃金との比率である所得代替率は、合計所得が高いほど低下し、合計所得が低いほど年金額は低くなるが所得代替率は逆に上昇することになる。

以上の図表に示された年金給付水準の将来見込みは、「平成21年財政検証」の「基本ケース」の給付水準である。ここに示された給付水準が確保されるなら、日本の高齢者の将来はハッピーで、年金、特に厚生年金が受給できれば老後の生活に不自由することはないと考えられる。しかしながら、「基本ケース」の“経済中位”前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%というもので、リーマンショック前の2004年財政検証の経済前提よりも高く、足元の経済情勢からみると、当面到達は難しいと考えざるを得ない数値である。基本ケース以外に“経済低位”ケースを想定してはいるが、“低位”といいながら、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.1%、名目運用利回り3.9%と“中位”に非常に近い数値である。前提が甘い、非現実的である、との指摘は複数の研究者からなされている⁴³。

(図表 12) 厚生年金の標準的な年金の給付水準見込み (年金受給開始時の年金額月額)



(注1) 現役男子の手取り収入：前年度の現役被保険者の平均的手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）。算出方法は、前年度度男子被保険者の平均的標準報酬額（含賞与、月額換算）×可処分所得割合0.833

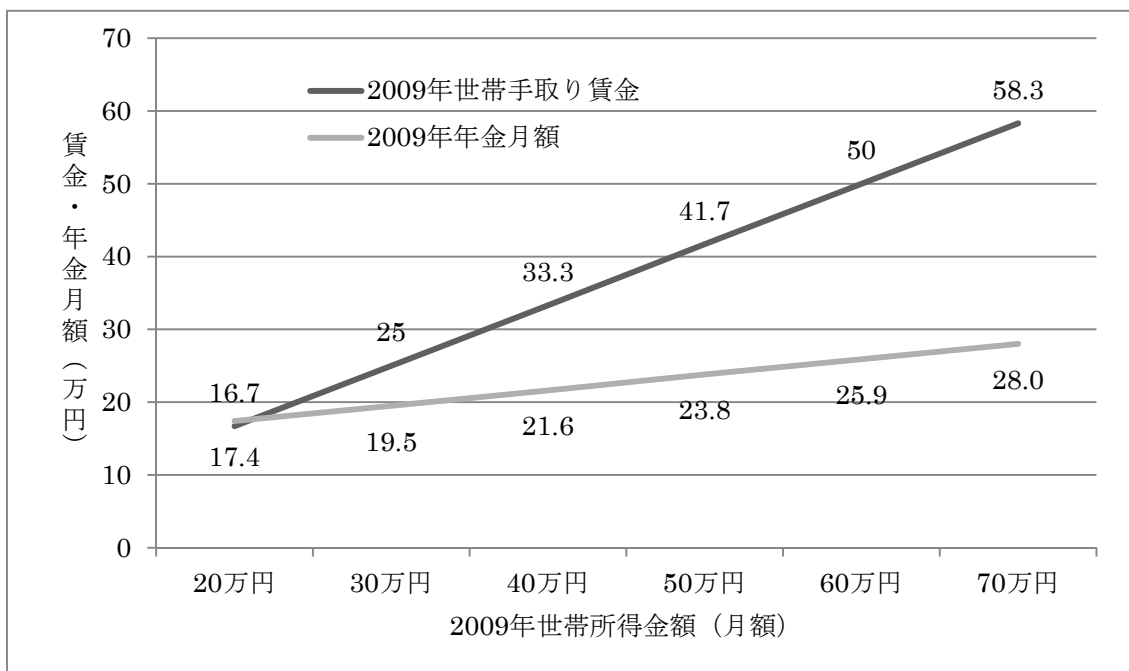
(2009年度) 2008年度平均標準報酬・429千円×0.833＝358千円

(注2) 所得代替率＝年金月額÷前年度 現役被保険者の平均的手取り賃金

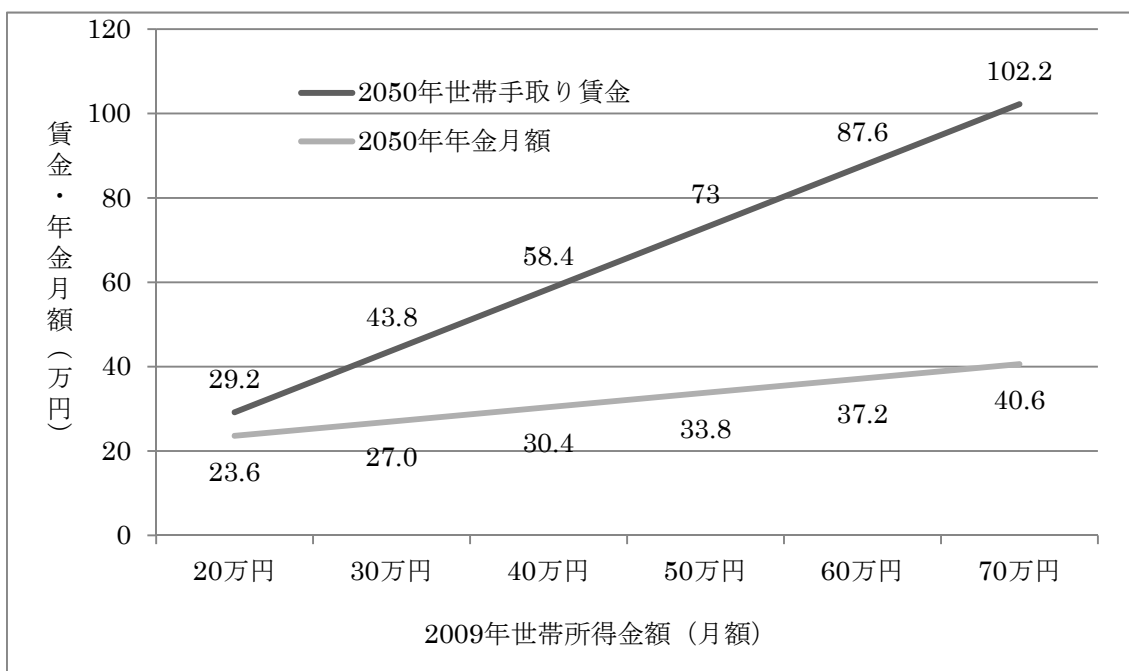
(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p26図表により作成

⁴³ 鈴木亘『年金は本当にもらえるのか?』ちくま新書 2010年7月
野口悠紀雄『日本を破滅から救うための経済学』ダイヤモンド社 2010年7月

(図表 13) 世帯（夫婦）所得別の厚生年金月額 (2009年)



(2050年見込み)

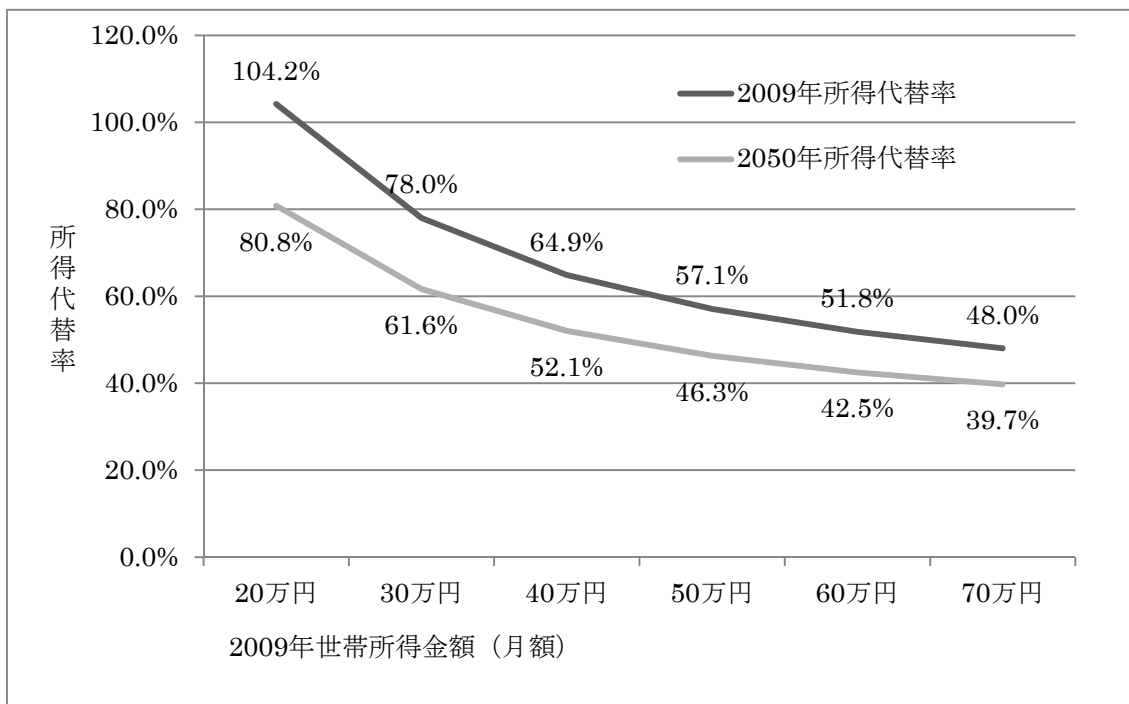


(注1) 人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケースの場合。

(注2) 2050年水準の年金月額及び世帯手取り賃金は、物価で2009年度価値に割り戻した値による。

(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p28図表により作成

(図表 14) 世帯（夫婦）所得別の厚生年金・所得代替率（2009年と2050年見込）



(注) 所得代替率 = 年金月額 ÷ 現役被保険者の平均的月取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）

(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 28 図表により作成

(4) 年金財政の将来見通し

財政検証の作業は、今後およそ100年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見通しなど長期の年金財政の状況を見通すことが中心になる。

検証の結果、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断される。

ただし、「5年後までに、所得代替率が50%を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる」⁴⁴のである。

「平成21年財政検証」における、年金財政の見通しは以下の通りである。

まず、被保険者数の2105年度までの見通しは(図表15)の通りであり、少子高齢化の進行に伴い長期にわたり減少が続く。少子化の進行は、生産年齢人口減少→被保険者数減少→保険料収入の減少というプロセスで年金財政を脅かす。一方高齢化の進行は年金受給者数を増加させるだけでなく、寿命の延びにより一人当たり生涯年金受給額を増加させ、年金

⁴⁴ 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 20

財政を圧迫する。これら年金財政のマイナス要因を緩和するものが、マクロ経済スライドによる給付調整であり、(図表15)の「被保険者数の減少率①」と、平均余命の伸び(0.3%を想定)の二つの要素を加味した②の率を使って年金額の増額抑制を行うことになる。ただし、賃金水準や物価水準が低下した場合、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行われぬ。また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることにはしないことになっている。従って、賃金・物価上昇率がマイナス、ないしコンマ以下の低率の場合、マクロ経済スライドの給付調整が全く行われぬか、一部しか行われぬ可能性がある。

(図表15) 公的年金被保険者数の見通し (人数単位：百万人)

年 度	公的年金 被保険者計	自営業等1号 被保険者	被用者年金 被保険者	3号被保険 者	被保険者 減少率(%)	
					①	①-0.3 (%) ②
2010	68.2	19.1	38.9	10.1	-0.3	-0.6
2011	67.5	18.4	39.1	10.0	-0.7	-1.0
2012	66.9	17.9	39.1	9.9	-1.0	-1.3
2013	66.3	17.6	39.0	9.8	-1.1	-1.4
2014	65.8	17.4	38.8	9.6	-1.0	-1.3
2015	65.4	17.2	38.7	9.5	-0.9	-1.2
2020	63.5	16.7	37.8	8.9	-0.6	-0.9
2025	61.5	16.3	36.9	8.3	-0.6	-0.9
2030	58.6	15.4	35.5	7.7	-0.9	-1.2
2040	49.7	12.6	30.6	6.5	-1.7	-2.0
2050	42.8	10.9	26.2	5.6	-1.5	-1.8
2060	37.1	9.5	22.8	4.8	-1.5	-1.8
2070	31.5	8.0	19.4	4.1	-1.6	-1.9
2080	27.4	7.0	16.8	3.6	-1.3	-1.6
2090	24.0	6.2	14.7	3.1	-1.3	-1.6
2100	21.0	5.4	12.9	2.8	-1.4	-1.7
2105	19.7	5.0	12.1	2.6	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)

(注3) ②の率は、①に寿命の伸びを勘案して設定した一定率(0.3)を加えた率。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p233

基本ケース(出生率中位・経済前提中位ケース)における厚生年金の収支、積立金の見通しは(図表16)の通りである。この見通しは、今後概ね100年にわたる財政均衡期間において、2104年度末積立金が2105年度支出の1年分となるような給付水準調整を行ったうえで作成された財政見通しである。マクロ経済スライドの給付調整は2012年度に開始され2038年度に終了、その後は最終的所得代替率50.1%が維持されることになっている。

収支差引残(収入合計-支出合計)は、保険料率引上げ途上の2013年度まではマイナスだが、2014年度からプラスに転じる。その後2030年度ごろをピークに2060年ごろまではプラスが続くが、2070年ごろからマイナスに転じ年数経過に従いマイナス幅は大きくなっていく。2100年度には収支差引残が20兆円のマイナス、2105年度には25兆円のマイナスになり、2105年度の期末積立金は、2009年価格換算で13兆円(換算前価格132兆円)、積立度合は1.0倍に収縮する。

(図表16) 厚生年金の財政見通し-平成21年財政検証、基本ケース(金額単位:兆円)

年度	保険料率(%)	収入合計	収入			支出合計	収支差引残	年度末積立金		積立度合(倍)
			保険料収入	運用収入	国庫負担			09年度価格	2105年度価格	
2010	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	-1.7	142.6	141.1	3.9
2011	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	-1.1	141.6	141.7	3.8
2012	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	-0.7	140.9	141.3	3.6
2013	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	-0.1	140.8	138.3	3.5
2014	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	1.2	142.0	135.4	3.4
2015	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	2.1	144.2	132.5	3.3
2020	18.300	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	7.6	172.5	140.6	3.6
2025	18.300	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	10.9	219.9	158.5	4.3
2030	18.300	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	13.8	284.2	181.0	5.2
2040	18.300	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	11.2	417.1	207.5	6.0
2050	18.300	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	7.5	507.7	197.3	6.0
2060	18.300	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	3.6	562.5	170.8	5.7
2070	18.300	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	-3.3	561.3	133.1	5.0
2080	18.300	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	-7.5	502.5	93.1	4.1
2090	18.300	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	-11.7	406.4	58.8	3.1

2100	18.300	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	-19.9	247.2	28.0	1.8
2105	18.300	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	-25.1	132.4	13.2	1.0

(注1) 長期経済前提：物価上昇率 1.0%、名目賃金上昇率 2.5%、名目運用利回り 4.1%

(注2) 09年度価格：賃金上昇率により 2009年度価格に換算

(注3) 積立度合：前年度末積立金の、当年度支出合計に対する倍率

(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 288

経済前提が基本ケースよりも低い水準となったらどうなるか。「平成 21 年財政検証」では、“経済低位”（物価上昇率 1.0%、名目賃金上昇率 2.1%、名目運用利回り 3.9%）の場合の検証も行っている。このケースでは、2038 年度の所得代替率が 50%に達した後も、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の財政見通しとなっており、マクロ経済スライドの給付調整は 2043 年度まで続けられ、最終的所得代替率は 47.1%となる。50%を下回った後も給付調整を続けることにより、2070 年度ころから収支残はマイナスにはなるが、2105 年度の期末積立金は 2009 年度価格で 13 兆円、積立度合は 1.0 倍を何とか維持できることになっている。

さらに、経済前提だけでなく出生率も基本ケースを外れて“低位”となった場合についても検証が行われており、この「出生低位、経済低位」ケースでは、2035 年度に所得代替率が 50%に達し、その後も機械的にマクロ経済スライドの給付調整を続けると 2048 年度に最終的所得代替率が 43.1%となり財政が均衡、2105 年度の期末積立金の積立度合は 1.0 倍を維持できる見通しとなっている⁴⁵。

以上の財政見通しについては、すでに述べたとおり、“前提が甘い”との指摘が研究者からなされており、その代表的な意見を紹介すると、早稲田大学大学院の野口悠紀雄教授の指摘がある。野口教授は近著⁴⁶のなかで、①賃金上昇率、物価上昇率ともに0%を前提とした試算を行うべきである、運用利回りも長期国債の利回り(1.4%)にすべきだ、②以上の厳しい前提で試算をすると 2030 年ごろに年金積立金が底をつく(=破綻する)、③そうならないよう早急に回避策を考えるべきである、と指摘している。この指摘の当否については、次節で検討する。

3. 年金財政は果たして安泰か → 破綻しないか

(1) 「財政検証」の経済前提が甘い

「2004 年改革」「平成 21 年財政検証」の年金財政見通しは、将来人口や経済の動向などについて数多くの前提（仮定）を置いた財政計算である。前提数値が現実と大きく相違してきた場合に、年金給付水準を維持しようとするれば年金財政の維持が難しくなり、再改革を迫られることになることは、「第 2 章 9」で述べたとおりである。野口悠紀雄教授は「平成 21 年財政検証」の経済想定は“現実離れしている”と指摘しているが、その要旨は次の

⁴⁵ 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 312～313

⁴⁶ 野口『日本を破滅から救うための経済学』

とおりである⁴⁷。

(2) 賃金上昇率・物価上昇率が高すぎる

「平成 21 年財政検証」足下の経済前提「経済中位」(図表 17) では、それまでは下落を続けていた賃金が 2010 年度には突如+3.4%の上昇に転じ、それ以降も 2%台後半の伸びを続けて、2016 年度からは 2.5%になると想定している。これは、10 年以上前から賃金の上昇が停滞し、絶対額が減少し続けた状況(図表 18) から見て不自然で過大な想定である。物価上昇率も同様で、(図表 17) の前提では、2010 年度から物価上昇に転じ 2011 年度から 2015 年度までは 1%台半ばから 2%台の物価上昇が続き、2016 年度以降は 1.0%の上昇になると想定しているが、10 年以上前から消費者物価が下落傾向にある状況から見て(図表 18)、賃金同様これも不自然である。

以上の野口教授の指摘はもっともであり、脱デフレ政策、長期的な経済成長戦略が強力に推進されなければ「財政検証」の経済前提の実現は困難であろう。また、「平成 21 年財政検証」においては、基本ケース以外に、“経済低位”ケースも想定してはいるが、“低位”といいながら、物価上昇率 1.0%、名目賃金上昇率 2.1%、名目運用利回り 3.9%と“中位”に非常に近い数値であり、現在の日本経済の状況に照らすと、“低位”ケースですら過大な想定であると言わざるを得ない。

(図表 17) 「平成 21 年度財政検証」足下の経済前提「経済中位」(単位：%)

	年度	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り
足 下 の 前 提	2009	-0.4	0.1	1.5
	2010	0.2	3.4	1.8
	2011	1.4	2.7	1.9
	2012	1.5	2.8	2.0
	2013	1.8	2.6	2.2
	2014	2.2	2.7	2.6
	2015	2.5	2.8	2.9
長 期 の 前 提	2016	1.0	2.5	3.4
	2017	1.0	2.5	3.6
	2018	1.0	2.5	3.9
	2019	1.0	2.5	4.0
	2020 以降	1.0	2.5	4.1

(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」 p 188

(図表 18) 「現金給与総額」指数、消費者物価指数推移

⁴⁷ 野口『日本を破滅から救うための経済学』 p 138～

年	現金給与総額（注） （事業所規模 5 人以上）		消費者物価指数（総合）	
	指数	前年比%	指数	前年比%
1997	108.5	1.6	102.7	1.8
1998	107.0	-1.3	103.3	0.6
1999	105.5	-1.5	103.0	-0.3
2000	105.6	0.1	102.2	-0.7
2001	103.9	-1.6	101.5	-0.7
2002	100.9	-2.9	100.6	-0.9
2003	100.1	-0.7	100.3	-0.3
2004	99.4	-0.7	100.3	0.0
2005	100.0	0.6	100.0	-0.3
2006	100.2	0.3	100.3	0.3
2007	99.2	-1.0	100.3	0.0
2008	98.9	-0.3	101.7	1.4
2009	95.1	-3.8	100.3	-1.4

（注）「現金給与総額」指数：事業所規模 5 人以上の調査産業の常用雇用者一人平均月間現金給与総額（決まって支給する給与（所定内＋所定外）＋特別に支払われた給与）の、2005 年平均を 100 とする指数

（出所）厚労省「毎月勤労統計調査 平成 21 年分結果確報」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/21/21r/mk21r.html>

総務省統計局「平成 21 年平均消費者物価指数の動向」

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2009np/pdf/doukou.pdf#page=2>

（3） 運用利回りが高すぎる

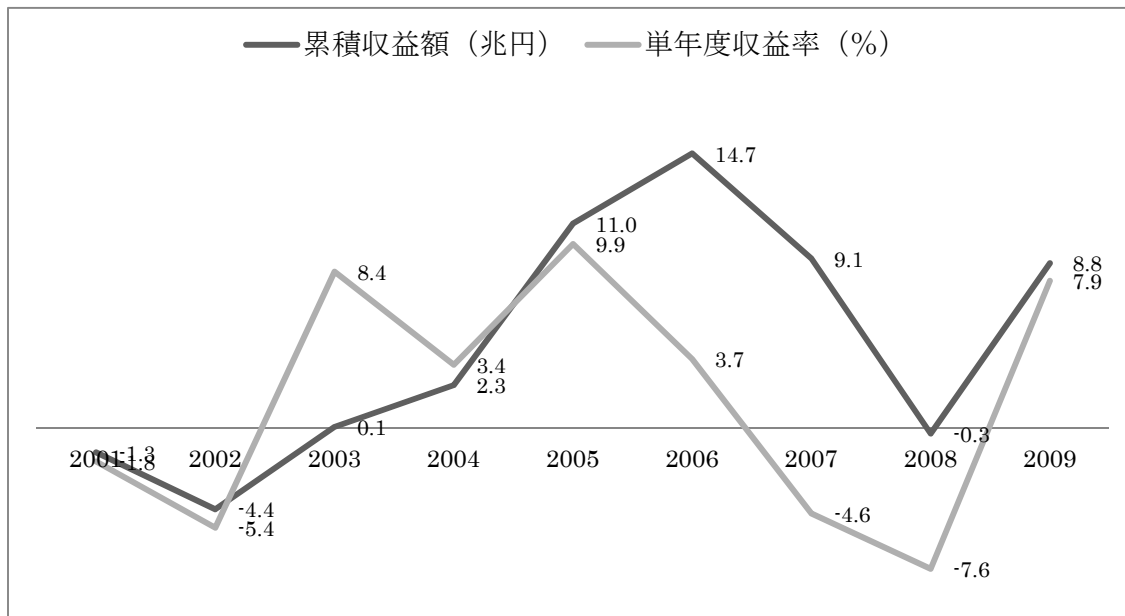
年金積立金の運用利回りも、2009 年度に 1.5% でスタートし、その後 2% 台から 3% 台に上昇、2020 年度以降は 4.1% になることが想定されている。

これに対し野口教授は、「年金積立金管理運用法人」の運用実績が 2007 年度はマイナス 4.6%、2008 年度はマイナス 7.6% であり（図表 19）、経済危機の影響を受けているとは言え現実と想定の違いが大きすぎる、と指摘している。

年金積立金の自主運用が開始された 2001 年度以降 2009 年度まで 9 年間の平均利回りは 1.36%、9 年間の累積運用収益額は 8.8 兆円にとどまっている。リーマンショック等もあった 2007 年度、2008 年度の利回りのマイナスになったことが足を引っ張っていることもあるが、長期的に平均 4.1% 以上の利回りを確保するのは容易ではないと思われる。2010 年度 4～6 月の運用利回りはマイナス 2.94% となった模様で⁴⁸、足元の状況は依然厳しい。

⁴⁸ 日本経済新聞 2010 年 10 月 11 日朝刊 3 面「きょうのことば」

(図表 19) 年金運用実績 (2001 年度～2009 年度)



(注) 年金積立金の自主運用開始 (2001年度) 以降の年金積立金管理運用法人 (独立行政法人) の運用実績。累積収益額は自主運用開始以降の累積額である。

(出所) 厚労省「平成 21 年度 年金積立金運用報告書」2010 年 8 月 p10

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/d01_100823.html

(4) もともと甘かった経済前提がさらに甘くなった

2004 年年金改革時の財政検証では、賃金上昇率 2.1%、物価上昇率 1.0%、運用利回り 3.2%の経済前提で計算されており、これさえ楽観的過ぎる想定であった、その後に世界的な経済危機が発生したにもかかわらず、2009 年財政検証の経済前提はさらに楽観的になっており、年金財政が抱える深刻な問題を隠蔽する結果になっている、と野口教授は指摘する。野口教授はさらに、①「100 年安心年金」という結論を引き出すための非現実的の仮定をおくのではなく、経済的に説明のつく現実的の仮定に基づいて計算を行うべきである、②民主党政権は年金制度の改革案作りを行うと表明しているが、まず行うべきは現制度を維持した場合の年金財政維持可能性であると主張している。

4. 「財政検証」の検証——より厳しい前提に基づくシミュレーション

(1) 「平成 21 年度財政検証」の予測は楽観的

(図表 15) の公的年金被保険者数の見通しに示すとおり、公的年金の被保険者 (保険料納付者) 数は、減少し続ける。厚生年金について推移を見ると、被保険者数は 2010 年度の 34.5 百万人が、2040 年度には 27.6 百万人へと 0.8 倍に減少する。今後製造業の海外移転が進行し、厚生年金非加入の非正規労働者が増えれば、被保険者 (保険料納付者) はさらに減る恐れもある。賃金上昇と保険料率引上げがなければ、2040 年度頃には保険料収入が 2010 年度比 2 割以上減少し 8 割に落ち込むことになる。

このような事態の対処策として 2004 年年金改革および 2009 年財政検証が想定しているものは、①保険料率の段階的引き上げ、②マクロ経済スライド導入による年金給付額の実質引き下げ、および③賃金、物価が持続的に上昇するという経済前提（長期の経済前提・中位では賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.0%）である。これら改革と経済前提により、被保険者数が減少するにもかかわらず年金保険料収入は年々増加して年金給付額の増加をまかない、年金財政維持が可能であるとしている。（図表 16）に示すとおり、厚生年金の支出が 2010 年度の 36.7 兆円から 2040 年度には 67.3 兆円に増えるにもかかわらず、厚生年金保険料収入は 2010 年度の 24.7 兆円が 2040 年度には 49.1 兆円に増加し、運用収入の拡大（2.5 兆円→16.5 兆円）も加わって、年度末積立金は 142.6 兆円から 417.1 兆円（2009 年度価格 207.5 兆円）に増加することになっている。

（2）マクロ経済スライドでは対処ができない恐れ

マクロ経済スライドは前述のとおり、「再評価率」「物価スライド率」から年金被保険者数の減少率（0.6%を想定）と平均余命の伸び率（0.3%予定）を控除するもので、年金額の伸びを賃金・物価の伸びよりも抑えることがその目的である。ただし、賃金水準や物価水準が下落した場合は給付調整は行われず、上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることができないことになっている。「平成 21 年財政検証」の経済前提では、物価上昇率が 1.0%、賃金上昇率が 2.5%と想定されているので、想定どおりの上昇率が続けばマクロ経済スライドの給付調整がフルに働く。0.9%抑える調整が 12 年間続くと給付額は調整なしの額に比べ 90%に減額される。しかし物価・賃金上昇率がゼロないしマイナスの場合、調整はまったく行われず。財政検証はこの問題点を隠蔽している、といえる。

（3）保険料を引き上げても賃金が増えないと保険料収入は増えない

2004 年改革により、厚生年金保険料率を段階的に引き上げ、2017 年度以降 18.3%で固定することになっている。しかし保険料を引き上げても被保険者（保険料納付者）が減少するので、賃金が増えないと保険料収入は増えない。仮に賃金上昇率がゼロの場合、2010 年度（保険料率 16.058%、厚生年金被保険者 34.5 百万人）に比べ 2040 年度（保険料率 18.30%、被保険者 27.6 百万人）の保険料収入は 1 割弱少ないことになる⁴⁹。

「平成 21 年度財政検証」では、賃金上昇率が 2015 年度までの足下の前提で 2%台後半、2016 年度以降の長期の前提で 2.5%と仮定されている。2.5%の賃金上昇が 30 年間続くと給与は 2.1 倍に増えることになり、被保険者数が 0.8 倍に減少しても、それを十分すぎるほどカバーできる。しかし、物価も上がらず、名目賃金も増えなければ、「財政検証」と大きく異なる局面が展開するはずである。

野口教授は、名目賃金上昇率も物価上昇率もともにゼロが続くとどうなるか、シミュレーションを示すべきであると主張している。

⁴⁹ 賃金上昇率がゼロ%の場合、40 年度保険料収入 / 10 年度収入 = 40 年度保険料率 / 10 年度料率（1.14 倍）× 被保険者数比（0.8 倍）= 0.91 倍となる。

(4) 厳しい前提に基づくシミュレーションとその結果

野口教授のシミュレーションの前提は次のとおりである。

物価上昇率、賃金上昇率ともにゼロ、運用利回りは1.4%、被保険者数・年金受給者数は財政検証のとおりとする。物価上昇率・賃金上昇率がゼロ%なのでマクロ経済スライドは行われない。

シミュレーションの結果は(図表20)のとおりであり、積立金残高が2033年にマイナスとなる。財政収支がマイナスで積立金が底をつけば年金財政は維持できず、そのままでは破綻する。従ってこのような事態を招かないような対処策を可及的速やかに行うべきである、と言うのが野口教授の主張するところである。

(図表20) 物価上昇率・賃金上昇率ともにゼロ%のシミュレーション (単位:兆円)

年度	収入 合計	収入内訳			支出 合計	支出内訳		収支差	年度末 積立金 (注5)
		保険料 収入 (注1)	国庫 負担 (注3)	運用 収入 (注4)		給付費 (注2)	基礎年 金拠出		
2010	35.0	24.7	7.4	2.5	36.7	23.1	13.5	-1.7	142.6
2011	34.4	25.4	7.0	2.0	37.8	23.9	13.9	-3.5	139.2
2012	35.1	26.0	7.2	1.9	39.1	24.7	14.4	-3.9	135.3
2013	35.8	26.5	7.4	1.9	40.3	25.5	14.9	-4.5	130.7
2014	36.5	27.0	7.7	1.8	41.6	26.2	15.3	-5.1	125.7
2015	37.1	27.5	7.9	1.8	42.8	27.0	15.8	-5.7	120.0
2016	37.5	27.9	7.9	1.7	42.9	27.1	15.8	-5.4	114.6
2017	37.6	28.0	7.9	1.6	43.0	27.2	15.9	-5.5	109.1
2018	37.4	27.9	8.0	1.5	43.2	27.3	15.9	-5.8	103.4
2019	37.2	27.8	8.0	1.4	43.3	27.3	16.0	-6.1	97.3
2020	37.0	27.7	8.0	1.4	43.4	27.4	16.0	-6.4	91.0
2021	36.8	27.6	8.0	1.3	43.3	27.3	15.9	-6.4	84.5
2022	36.6	27.5	7.9	1.2	43.1	27.2	15.9	-6.5	78.0
2023	36.4	27.4	7.9	1.1	42.9	27.1	15.8	-6.6	71.4
2024	36.1	27.2	7.9	1.0	42.8	27.0	15.8	-6.7	64.8
2025	35.9	27.1	7.9	0.9	42.6	26.9	15.7	-6.8	58.0
2026	35.6	26.9	7.8	0.8	42.6	26.9	15.7	-7.0	51.0
2027	35.3	26.8	7.8	0.7	42.5	26.8	15.7	-7.2	43.8
2028	35.0	26.6	7.8	0.6	42.4	26.8	15.6	-7.4	36.4
2029	34.7	26.4	7.8	0.5	42.4	26.8	15.6	-7.7	28.7

2030	34.3	26.1	7.8	0.4	42.3	26.7	15.6	-8.0	20.7
2031	34.0	25.9	7.8	0.3	42.6	26.9	15.7	-8.6	12.1
2032	33.6	25.5	7.9	0.2	42.8	27.0	15.8	-9.2	2.9
2033	33.2	25.2	7.9	0.0	43.1	27.2	15.9	-9.9	-7.0
2034	32.7	24.8	8.0	-0.1	43.3	27.3	16.0	-10.6	-17.6
2035	32.2	24.4	8.0	-0.2	43.6	27.5	16.1	-11.4	-29.0
2036	31.7	24.0	8.1	-0.4	43.8	27.7	16.1	-12.1	-41.1
2037	31.2	23.7	8.1	-0.6	44.1	27.8	16.2	-12.8	-53.9
2038	30.7	23.3	8.2	-0.8	44.3	28.0	16.3	-13.6	-67.5
2039	30.2	22.9	8.2	-0.9	44.5	28.1	16.4	-14.4	-81.9
2040	29.6	22.5	8.3	-1.1	44.8	28.3	16.5	-15.1	-97.1
2041	29.1	22.2	8.2	-1.4	44.7	28.2	16.5	-15.7	-112.7
2042	28.5	21.8	8.2	-1.6	44.7	28.2	16.5	-16.2	-128.9
2043	27.9	21.5	8.2	-1.8	44.6	28.2	16.4	-16.7	-145.7
2044	27.3	21.1	8.2	-2.0	44.5	28.1	16.4	-17.2	-162.9
2045	26.7	20.8	8.2	-2.3	44.5	28.1	16.4	-17.8	-180.6
2046	26.2	20.5	8.2	-2.5	44.4	28.1	16.4	-18.3	-198.9
2047	25.6	20.2	8.2	-2.8	44.4	28.0	16.4	-18.8	-217.7
2048	25.0	19.9	8.2	-3.0	44.3	28.0	16.3	-19.3	-237.0
2049	24.5	19.6	8.2	-3.3	44.2	27.9	16.3	-19.8	-256.8
2050	23.9	19.3	8.1	-3.6	44.2	27.9	16.3	-20.3	-277.0

(注1) t 年度保険料収入 $X_t = X_{t-1} * (c_t / c_{t-1}) * (P_t / P_{t-1}) * (1 + w)$
(c : 保険料率、P : 被保険者数、w : 賃金上昇率)

(注2) t 年度の年金給付額 (or 基礎年金拠出金)

$$Y_t = Y_{t-1} * (Q_t / Q_{t-1}) * (1 + w * a) * (1 + p) * (1 + m)$$

(Q : 受給者数、w : 賃金上昇率、p : 物価上昇率、m : マクロ経済スライド率、a : 調整係数(賃金上昇が新規裁定年金額に反映されることを通して年金給付総額を増やす効果を示す係数、0.2と想定))

(注3) 国庫負担 = 基礎年金拠出金 ÷ 2

(注4) 運用収入 = 前年度末積立金残高 * 運用利回り

(注5) 年度末積立金 = 前年度末積立金 + 収支差

(出所) 野口『日本を破滅から救うための経済学』p166、167

しかしながら、生産年齢人口が減少し続ける日本において、物価上昇率・賃金上昇率ともゼロ%が数十年も続くという状態は、長期にわたり経済が縮小しマイナス成長が続くということである。もしそのような状態が続くなら、年金制度どころか、日本の経済・財政

はおろか国民生活さえも、健全な持続が困難になるであろう。日本という国家の存続、日本国民の生存のためには、そのような状態は絶対にあってはならない。その意味では物価・賃金上昇率長期ゼロ%の経済前提も非現実的であり、ある程度の上昇が続く社会を想定したシミュレーションの方が現実的である。(図表 21)はその目的で、筆者が経済前提等を修正し野口シミュレーションをもとに試算した修正値である。修正した前提は、物価上昇率 1.0%、名目賃金上昇率 1.4% (ただし 2012 年度までは物価・賃金とも上昇率 0%)、運用利回りを 2.0%とし、マクロ経済スライド⁵⁰を-0.9%の給付調整で 2013 年度以降 2050 年度まで実施することにする。2017 年度以降 18.3%に固定される厚生年金の保険料率を 2018 年度以降も順次引上げ、次のとおりとする (労使折半)。

年度	2018	2019	2020	2021	2022 以降
保険料率 (%)	18.7	19.0	19.4	19.7	20.0

以上の修正の結果、2037 年度ころから収支差はマイナスとなるが、マイナス幅は小さく、マイナス拡大の速度も緩やかなので、2050 年度末積立金残高は 101 兆円の黒字を維持できる。なお標準的年金受給者の所得代替率 (2009 年度 62.3%) は 2050 年度には 42%程度となる見込みである (「平成 21 年度財政検証」出生低位・経済低位ケースでは 2048 年度に 43.1%になる)。ただし、この修正ケースの実施には、年金保険料率を 18.3%から 20%まで引き上げること、およびマクロ経済スライドを所得代替率が 50%を切っても継続することに、年金加入者、受給者が納得しなければならない。修正ケースでは、今世紀中盤までに年金財政が破綻に瀕するような事態は回避されるが、積立金残高は厚労省の「平成 21 年度財政検証」の基本ケースの見通しを大きく下回る見込みである。足元の日本経済の状態から見て修正ケースの経済前提ですら “甘い” かもしれず、現行制度のままでは、“100 年間もたないどころか 50 年もたない” 恐れがある。日本は今、持続的経済成長により雇用を拡大し賃金を引き揚げられるような長期成長戦略に取り組む⁵⁰と同時に、高齢化社会・低成長経済でも持続可能な年金制度を構築することを迫られていると言えよう。

次章では、以上述べた年金財政の現状と厳しい見通しに基づき、年金財政が破綻するかもしれないという厳しい見通しに対し、考えられる対応策を考えてみることにしたい。

(図表 21) 経済前提等を修正したシミュレーション (単位: 兆円)

⁵⁰ 2009 年 9 月の政権交代後、政府は 2009 年 12 月 30 日に「新成長戦略 (基本方針)」を閣議決定し、さらに 2010 年 6 月 18 日には「新成長戦略」を閣議決定した。「新成長戦略」には「2020 年度までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る成長を目指す。特に、景気回復の継続が予想されるフェーズ I (2011~2020 年度の前半期) においては、実質成長率を 3%に近づけるべく取組を行う。物価については、デフレを終わらせ、GDP デフレーターでみて 1%程度の適度で安定的な上昇を目指す」(「新成長戦略」p 21) ことが明記され、「新成長戦略」の「21 の国家プロジェクト工程表」も提示されている。しかしその内容は、美辞麗句を並べた需要創出政策の羅列の域を出ず、現在の日本に最も必要な、“潜在成長率をいかにして高めるか” に関する枠組みが欠如している。

年度	収入 合計	収入内訳			支出 合計	支出内訳		収支 差	年度末 積立金
		保険料 収入	国庫 負担	運用 収入		給付費	基礎年 金拠出		
2010	35.0	24.7	7.4	2.5	36.6	23.1	13.5	-1.6	142.6
2011	35.2	25.4	7.0	2.9	37.8	23.9	13.9	-2.6	140.0
2012	36.0	26.0	7.2	2.8	39.1	24.7	14.4	-3.1	136.9
2013	37.1	26.9	7.5	2.7	40.5	25.6	15.0	-3.5	133.4
2014	38.1	27.8	7.7	2.7	41.8	26.4	15.4	-3.7	129.8
2015	39.3	28.7	8.0	2.6	43.3	27.3	16.0	-4.0	125.7
2016	40.0	29.5	8.0	2.5	43.5	27.5	16.0	-3.5	122.2
2017	40.6	30.0	8.1	2.4	43.9	27.7	16.2	-3.3	118.9
2018	41.5	31.0	8.1	2.4	44.2	27.9	16.3	-2.7	116.2
2019	42.3	31.8	8.2	2.3	44.4	28.0	16.4	-2.1	114.1
2020	43.3	32.8	8.2	2.3	44.7	28.2	16.5	-1.4	112.8
2021	44.1	33.7	8.2	2.3	44.7	28.2	16.4	-0.5	112.2
2022	45.0	34.5	8.3	2.2	44.7	28.2	16.5	0.3	112.5
2023	45.4	34.9	8.2	2.3	44.7	28.2	16.5	0.7	113.2
2024	45.6	35.1	8.3	2.3	44.7	28.2	16.5	0.9	114.1
2025	46.0	35.5	8.2	2.3	44.7	28.2	16.5	1.3	115.4
2026	46.3	35.7	8.3	2.3	44.9	28.3	16.5	1.4	116.9
2027	46.7	36.1	8.3	2.3	44.9	28.3	16.6	1.8	118.6
2028	47.0	36.3	8.3	2.4	45.0	28.4	16.6	2.0	120.6
2029	47.3	36.5	8.3	2.4	45.2	28.5	16.6	2.1	122.7
2030	47.4	36.6	8.3	2.5	45.2	28.5	16.7	2.2	124.9
2031	47.8	36.9	8.4	2.5	45.7	28.9	16.8	2.1	127.0
2032	47.9	36.8	8.5	2.5	46.1	29.1	17.0	1.8	128.8
2033	48.0	36.9	8.6	2.6	46.6	29.4	17.2	1.5	130.2
2034	48.1	36.8	8.7	2.6	47.0	29.6	17.4	1.1	131.3
2035	48.1	36.7	8.8	2.6	47.5	29.9	17.5	0.6	132.0
2036	48.1	36.6	8.8	2.6	47.9	30.3	17.6	0.2	132.2
2037	48.2	36.7	8.9	2.6	48.3	30.5	17.8	-0.1	132.1
2038	48.2	36.6	9.0	2.6	48.8	30.8	17.9	-0.6	131.5
2039	48.1	36.4	9.1	2.6	49.2	31.1	18.1	-1.1	130.4
2040	48.1	36.3	9.2	2.6	49.7	31.4	18.3	-1.6	128.8

2041	48.1	36.3	9.2	2.6	49.8	31.4	18.4	-1.7	127.1
2042	47.9	36.2	9.2	2.5	50.0	31.5	18.4	-2.0	125.0
2043	47.9	36.2	9.2	2.5	50.0	31.6	18.4	-2.2	122.8
2044	47.7	36.0	9.2	2.5	50.1	31.6	18.5	-2.4	120.4
2045	47.6	36.0	9.3	2.4	50.3	31.8	18.5	-2.6	117.8
2046	47.6	35.9	9.3	2.4	50.5	31.9	18.6	-2.9	114.9
2047	47.5	35.9	9.3	2.3	50.5	31.9	18.7	-3.0	111.9
2048	47.4	35.9	9.3	2.2	50.6	32.0	18.6	-3.2	108.7
2049	47.4	35.8	9.3	2.2	50.7	32.0	18.7	-3.3	105.4
2050	47.3	35.8	9.4	2.1	50.9	32.1	18.8	-3.6	101.7

(注1) 2013年度以降の保険料収入： $X_t = M_t * (1+w)^t * (1+\Delta c)$

(t : 2012年度からの経過年数、 X_t : 修正後保険料収入、 M_t : 野口試算保険料収入、 w : 名目賃金上昇率 (2012年度まで0%、2013年度より+1.4%) Δc : 保険料率引上げ幅/引上げ前料率)

(注2) 2013年度以降の給付費 (基礎年金拠出金) :

$$Y_t = N_t * ((1+w * a) * (1+p) * (1+m))^t$$

(t : 2012年度からの経過年数、 Y_t : 修正後給付費 (基礎年金拠出金)、 N_t : 野口試算値、 p : 物価上昇率 (2012年度まで0%、2013年度より+1.0%)、 m : マクロ経済スライド率 (2013年度より-0.9%)、 a : 調整係数0.2と想定)

(注3) 運用収入：前年度末積立金*修正運用利回り、2.0%を想定

(出所) 野口『日本を破滅から救うための経済学』p166、167をもとに筆者が修正計算。

第4章 公的年金制度の今後を考える前に

1. 年金財政を持続させるために

年金財政を中長期的に破綻させないための対応策は、大別して次の3つになるであろう。

- (ア) 現行年金制度は清算し、私的年金・貯蓄等に代替させる。
- (イ) 現行制度の枠組みを大幅に改め、財政が持続可能な新年金制度を構築し、移行する。
現行制度の既拠出保険料分に対応する年金債務は時間をかけて清算する=新旧制度を併存させ旧制度給付を継続する。
- (ウ) 現行年金制度の大枠は維持しつつ、財政が持続可能な改定を行う。

ただし (ア) を選択し「清算する」ためには、①年金を受給中の人々に将来受給可能な年金総額を清算時に支払うこと、②保険料を支払い中の被保険者に、過去の支払い保険料相当額を清算時に返還すること、以上2つが必須であり、①と②を合わせた清算金額が幾らになるかが大きな課題となる。

高山一橋大教授の年金バランスシート論においては、年金保険料過去拠出分に対応して

厚生年金の支払いが既に確定した年金債務総額は 2005 年度末で 740 兆円に上る⁵¹。また、鈴木学習院大教授の試算では、2008 年度において 670 兆円⁵²になっている。

野口悠紀雄氏は、年金受給中の人々への精算額①について、2007 年度の厚生年金と基礎年金の給付総額 34.9 兆円をもとに現在値で 304 兆円と推計、保険料支払い中の人々への精算額②については、既支払い保険料により将来受給できる年金額の割引現在値を 547 兆円と推計している⁵³。①と②の合計 $304+547=851$ 兆円が野口教授による清算金額の予測値である。

鈴木教授の 670 兆円から高山教授の言う 740 兆円、野口教授の 851 兆円まで開きがあるが、厚生年金の積立金残高約 130 兆円⁵⁴を差し引いても、厚生年金のネット年金給付債務は 540 兆円～720 兆円に上る。(ア)の方法は公的年金制度を廃止することになるので、現行制度の年金債務を未清算のままいつまでも残すわけには行かず短期間で清算する必要があるが、GDP に匹敵する清算原資を短期間で調達することは不可能である。したがって、現段階で考えられる方法は (イ) または (ウ) のいずれかである。

2. 現行制度改革論の論点

現行制度を改革し新制度に移行する案として、多方面からさまざまな提案がなされている。提案がなされる主な理由は、①現行年金制度が賦課方式で人口減少社会に適した制度ではないこと、②そのために大きな世代間格差が存在すること、③保険料納付が年金給付の条件であるにも拘らず国民年金の納付率が 60%程度に落ち込んでおり⁵⁵、将来多数の無年金者発生が危惧されること、④並立する制度間、特に被用者年金と国民年金の間に負担と給付の格差があること、などである。そして、以上の問題意識から、(i)賦課方式から積立方式に移行すべきである、(ii)社会保険料方式から税方式に移行すべきである、(iii)世代間格差を是正すべきである、(iv)並立する複数の制度を統合し一元化すべきである等の主張、提言がなされているものである。

改革案を検討する前に、改革にまつわる大きな論点になっている、「賦課方式」と「積立方式」との比較、「税方式」と「社会保険料方式」との比較を行いたい。また、「賦課方式」と「積立方式」を比較するに際し、その折衷形態とでも言うべき「段階保険料方式」にも触れたい。さらに、世代間格差の問題と、制度一元化についても整理しておきたい。

51 高山憲之「厚生年金をバランスシートで斬る」『エコノミスト』2004年7月6日号

52 鈴木『年金は本当にもらえるのか?』p196～197

53 野口『日本を破滅から救うための経済学』p172～178

54 2006年度末の厚生年金積立金残高(代行部分含まず)は130兆円だが、2008年度末は124兆円である。

55 平成22年8月末における国民年金保険料の納付率は22年度分が55.1%(前年同月比▲1.6ポイント)、過年度分については21年度分が61.6%になっている。(厚労省年金局「国民年金保険料の納付率について」)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000v9tx-att/2r9852000000v9vn.pdf>

その上で第5章においては、改革案の代表例として、2008年に公表された「日経新聞本社研究会」提案と鈴木学習院大教授の「積立方式移行」案の当否をそれぞれ検討し、今後の公的年金制度の方向性を考えてみたい。

3. 「賦課方式」と「積立方式」について

(1) 賦課方式

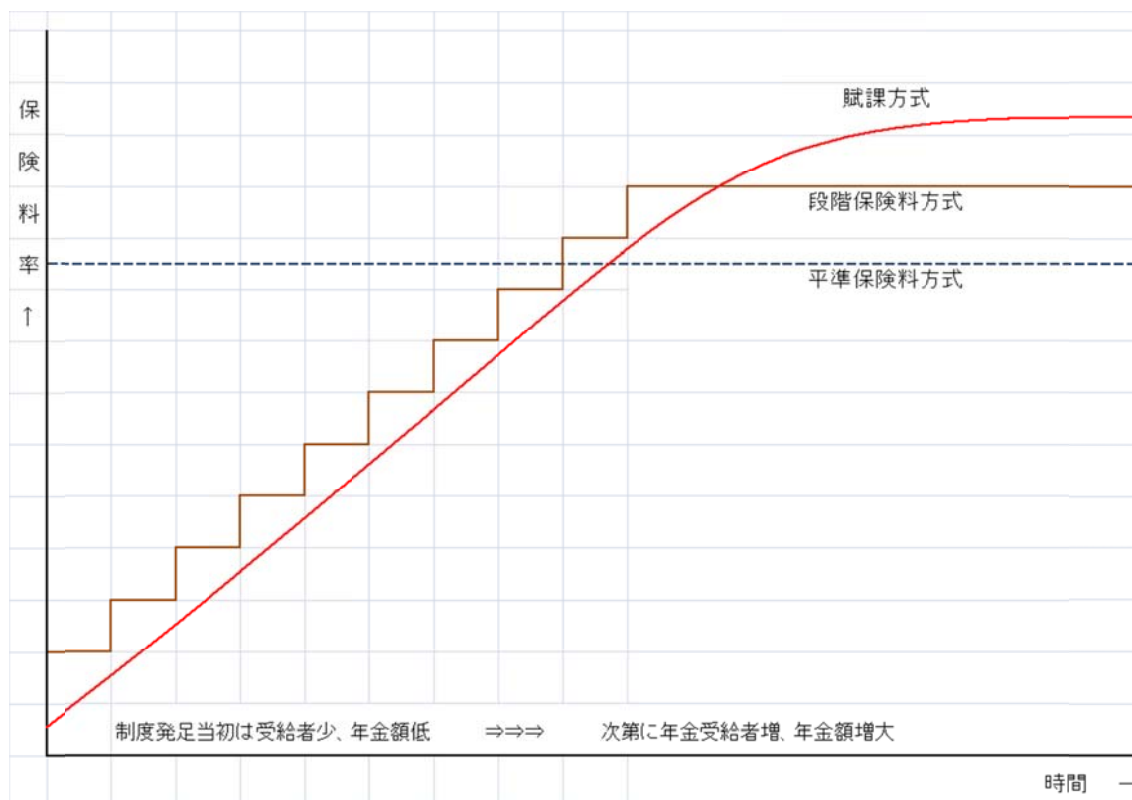
公的年金給付は、その時々生産された財の一部を獲得する権利を、受給者に付与するものである。賃金水準・物価水準・金利水準等、経済状況は予測不可能であり、確実に基本的生活を維持できる給付を行うためには、その時々生産された財のうちから、困窮化せずに基本的生活を継続できるだけの財を獲得する権利を付与するものでなければならない。給付の財源は、現役被保険者の財獲得権利を保険料の形で徴収し、受給者への給付財源とすることが基本になる。人口構成に大きな変動がない社会において最も単純明快な財政方式は、その年度の年金給付財政をその年度の保険料により賄う「賦課方式」になる。「賦課方式」は、公的年金制度の給付の位置づけをもっとも忠実に表現していると言える。

「賦課方式」においては、制度発足から間がないときは、一般的に、受給者数の被保険者数に対する比率が小さいことから低い保険料（率）ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料（率）もそれに合わせて引き上げていく必要がある（図表22）。従って、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率に、世代間で差が生じるという問題が生ずる。

完全な賦課方式は、積立金を保有していないことから、金利変動があつたとしても保険料（率）は影響を受けない。また、年金制度の成熟段階では、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定しても保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるので、保険料（率）はあまり影響を受けない利点がある。

ただし、これは人口構成に変化が無い場合であつて、人口構成の変化が続き受給者数や被保険者数が変化していけば、その影響をそのまま受ける。少子高齢化が進行すれば、被保険者数に対する受給者数の比率が上昇し、保険料（率）引上げが必要になる性質をもち、被保険者などの費用負担者に不安感を与える。また保険料（率）引上げが限界に達すれば、年金給付額削減を迫られることになり受給者・被保険者双方に不安を与えることになる。

(図表22) 賦課方式・段階保険料方式・平準保険料方式の概念図



(出所) 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p122より作成

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

(2) 平準保険料方式 (積立方式)

「賦課方式」が費用負担者に与える不安感を軽減し、負担を安定化させるための方式が「平準保険料方式」である。この方式は、将来の年金給付費と、将来の被保険者の標準報酬月額を推計し、これらに基づき将来の年金給付を賄うための一定の保険料率を算定して、この率を実行保険料率とするものである(図表22)。賦課方式の保険料がその年度の年金給付を賄うものであるのに対し、この方式においては将来の給付を賄うものであることが、基本的な相違点である。

この方式においては、当初は実行保険料率 $>$ 賦課保険料率、保険料収入 $>$ 給付費となり、積立金が形成される。このため「平準保険料方式」を「積立方式」と呼ぶ場合もある。給付費が前提とした将来推計どおり推移すれば、時間経過とともに、平準保険料率 $<$ 賦課保険料率となり、年間給付費 $>$ 年間保険料収入になる。この時点以降は、財源は保険料と制度初期に形成された積立金の運用収入で賄っていくことになる。この方式の場合、将来、受給者・被保険者(加入者)の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料(率)を変更する必要は生じない。ただし、想定を超える賃金や物価の上昇があり、利回りがそれに及ばない場合には積立不足を生じ、現役の被保険

者が保険料の追加負担をしない場合は、賃金と物価上昇に見合う年金給付ができないことになる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、「平準保険料方式（積立方式）」の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていることから、当初の保険料（率）は「賦課方式」の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引き上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は「賦課方式」の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

（図表 23）賦課方式と平準保険料方式（積立方式）の比較

	賦課方式	平準保険料方式（積立方式）
考え方	年金給付に必要な費用をその時々 の現役加入者からの保険料で賄う方式	将来の年金給付に必要な原資を保 険料であらかじめ積み立てていく方式
保険料	保険料は基本的に年金受給者と現役 加入者の比率により決まるため、人口 構成の変動の影響を受けやすいが、金 利変動の影響は受けにくい。	保険料は基本的に積立金の運用益に より決まるため、金利変動の影響を受 けやすいが、人口構成の変動の影響は 受けにくい。
経済変動 への対応	想定を超えたインフレ、賃金上昇があ った場合には、その時点での現役加入 者の保険料の負担により実質的に価 値のある年金支給が可能	想定を超えたインフレ、賃金上昇があ った場合には、現役加入者に保険料の 追加負担を求めない限り、実質的に価 値のある年金の支給は困難
加入者の 保険料の 用途	その時々の高齢世代の年金給付費	自らの世代の将来の年金給付費

（注1）賦課方式を積立方式に切替える場合には、切替時の現役世代が自らの将来の年金の積立に加えて、そのときの受給世代等の年金を重ねて負担しなければならないという「二重の負担」が生じ、これにどう対応していくかが問題となる。

（注2）先進諸国では賦課方式を採用（スウェーデンでは一部積立方式）。

（出所）厚生労働省「平成21年財政検証結果レポート」p121より作成

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

（3）段階保険料方式

日本の厚生年金制度は（当時は労働者年金保険）1942年の制度発足当初、財政方式として「積立方式＝平準保険料方式」を採用してスタートしたが、1948年、戦後の急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。1954年、厚生年金法の抜本改正に際しては、平準保険料率を実行保険料とすることに対し主に事業主から強い反対があり、段階的に保険

料率を引き上げ、収支を合せる財政方式をとらざるを得なくなり、法令上は当面の保険料率のみ規定し、5年ごとに料率を見直す「財政再計算規定」を導入した。国民年金の場合も、制度発足当初の1961年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。このように、保険料率を段階的に引き上げ、収支均衡を図る財政方式は「段階保険料方式」と呼ばれる（図表22）。

「段階保険料方式」は、制度の成熟過程および、少子高齢化の進行に並行して保険料（率）を引き上げていく段階では、「賦課方式」の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金が形成され、この活用により一定の保険料水準で運営を行う段階では「積立方式」の要素を持つ。

なお、各公的年金の基礎年金給付を行うのに必要な「基礎年金勘定」の財政は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金および国庫の負担分で賦課方式的に賄うこととなっている。ただし、厚生年金および共済年金の「報酬比例部分」、国民年金のうち自営業者等の第1号被保険者に係る「国民年金勘定」等の各制度は、完全な賦課方式ではなく「段階保険料方式」により、将来の支出に備えるための積立金を有している。

（4） 財政方式の選択について

日本の公的年金制度の財政方式は、前述のごとく1942年に「労働者年金」として発足した当初は「積立方式」であったが、戦後1954年に新「厚生年金」として再発した際、平準保険料率を実行保険料率とすることが困難なことから、低い保険料率でスタートし、少しずつ保険料を引き上げる「段階保険料方式」を採用したものである。その後、年金制度改定・5年毎の財政再計算の都度、給付の拡大に保険料が追いついていかず、厚労省のいう「修正積立方式」は「賦課方式」の性格を強めていくこととなった。

「賦課方式」は人口変動リスクに対応できないので、「積立方式」に全部または一部移行すべきであるとの意見が経済学者、研究者の間にある⁵⁶。年金財政を全て「積立方式」に変更するには、現在130兆円を割り込んだ積立金を大幅に積み増す必要があり、実現には相当の困難が伴う。厚生労働省は財政方式の選択について、「平成21年財政検証結果レポート」においては次のように述べており、歯切れが良くない。

「<積立方式、賦課方式のどちらを選択するか>公的年金の財政方式においては、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということ論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。」

4. 「税方式」と「社会保険方式」について

⁵⁶ 「週刊ダイヤモンド」2010年2/20号p52～54

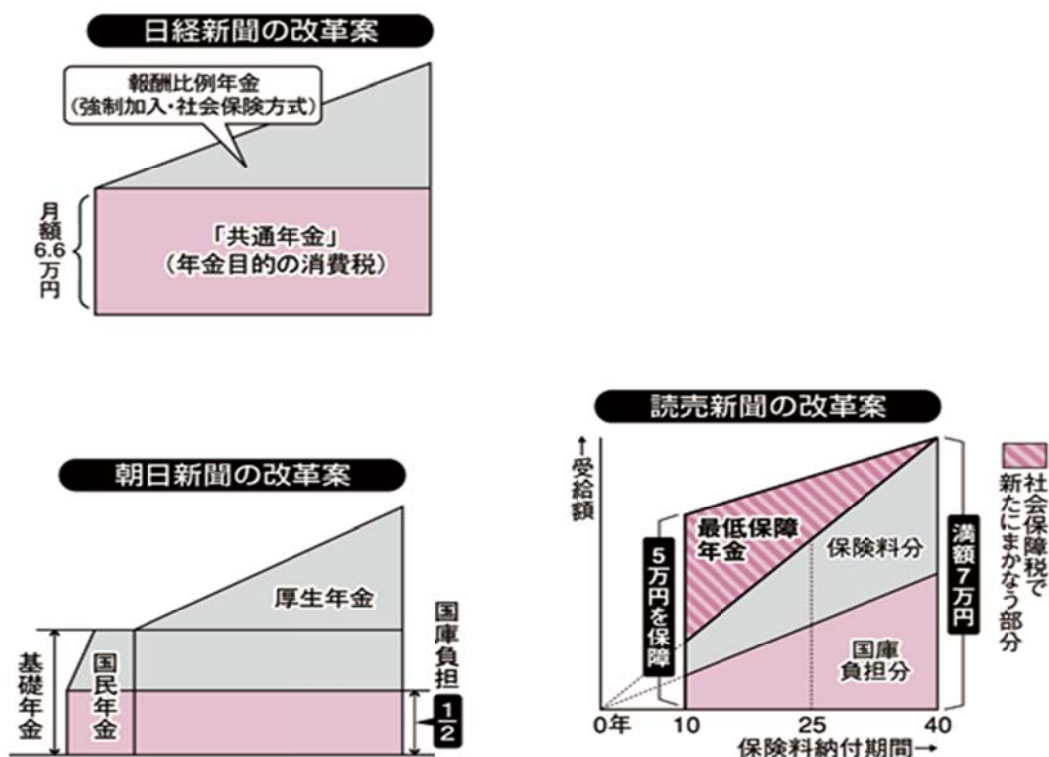
(1) 財源に関する論議

日本の現行制度では、1階部分の基礎年金の財源が税と保険料それぞれ2分の1ずつ⁵⁷であり、2階部分（被用者年金の報酬比例部分）の財源は全額保険料（労使折半）である（図表22）。1階部分に税財源が入っては入るが、年金保険料拠出（25年以上）が給付要件になっており、社会保険方式である。

財源方式に関しては、経済団体や労働団体が基礎年金財源を税方式にすべきであると従来から主張していたが、さらに2008年に、新聞3社が年金改革案を公表、議論が活発化した。まず日本経済新聞社が基礎年金財源の税方式化を提案し、朝日新聞社はそれに異を唱えて社会保険方式維持を主張、読売新聞社は税方式による最低保障年金創設を提案した⁵⁸（図表24）。民主党の改革案の「最低保障年金」も全額税財源の税方式である（図表25）。

社会保険方式から税方式（社会扶助方式）への移行論の最大の論拠は、現行制度のままでは、未納・未加入の増加により、国民の多くが無年金・低額年金になる、ということにある。基礎年金の財源をすべて税金にするか、または全額税財源の最低保障年金を導入し、年金保険料の拠出を基礎年金などの受給要件としない場合、無年金者・低額年金者をなくすることができるとの主張である。以下、両方式の長所短所を整理する。

（図表24）日経新聞・朝日新聞・読売新聞の改革案のイメージ図



日経案 基礎年金財源を保険料から全額消費税に置換え、税方式に移行。税率上げ幅5%前

⁵⁷ 2004年改革で、税財源の3分の1から2分の1への引き上げ決定、2009年度から実施。

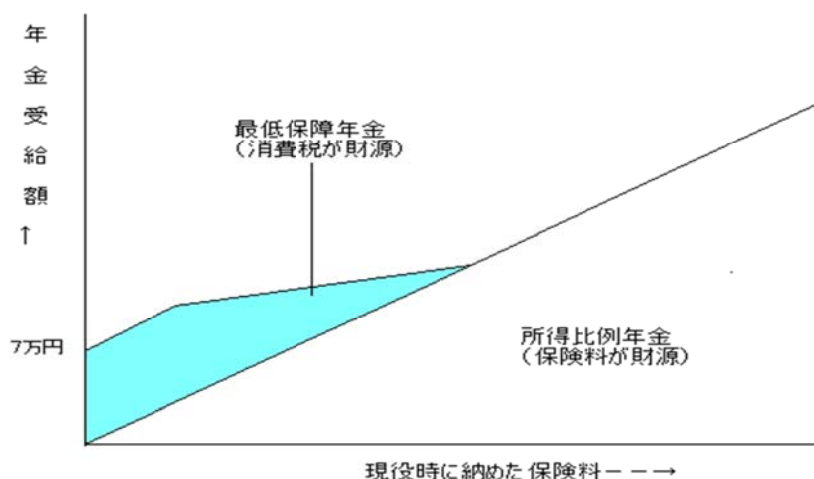
⁵⁸ あらたにす（日経・朝日・読売）<http://allatany.jp/S001/ex23.html>

後。制度移行期には旧制度に基づく保険料負担を給付に反映。

朝日案 社会保険方式を維持し、消費税は医療、介護に優先振向け。

読売案 基礎年金は社会保険方式維持。受給資格を加入10年に短縮、最低保障年金で月5万円を保障。(出所) あらたにす(日経・朝日・読売) <http://allatany.jp/S001/ex23.html>

(図表 25) 民主党の年金改革案のイメージ図



(出所) 新聞報道等により筆者作成

(2) 社会保険方式の長所と短所

社会保険方式は、若いときから一定以上の期間にわたり年金保険料を拠出することが受給の条件となり、「拠出なければ給付なし」の制度である。また、年金保険料拠出という自助努力が世代間の「助け合い」につながる「世代間扶養」の仕組みである。給付は拠出と連動し、その分権利性が強い。給付水準は高めに設定することが可能になり、いったん設定された給付水準の引き下げには被保険者の十分な理解が必要であり、容易ではない⁵⁹。

社会保険方式においては、被保険者全員から年金保険料を徴収し、徴収記録を正確に残す必要があるが、転居・転職・失職を繰り返す人も多く存在するはずで、漏れなく保険料を徴収することには困難を伴う。

最大の問題点は、無年金、低額年金者が多数発生することである。現行制度では、年金保険料を25年間納付(免除期間算入可能)しないと受給要件が満たされない。2007年4月時点の65歳以上の無年金者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者)は42万人に達している⁶⁰。厚労省の推計では65歳以上の無年金者は今後さらに増加して118万人に膨れ上がると予想されている⁶¹。かれら無年金者も、基礎年金財源の半分(2008年までは3分の1、2009年から2分の1)を占める消費税は1989年4月

⁵⁹ 2004年改革で導入された「マクロ経済スライド」の仕組みにより、将来に向け給付水準が実質的に引き下げられることが決定している。

⁶⁰ 厚労省「無年金者の実態把握のための調査と今後の対応について」2009年11月 http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2009/h091111_02.pdf

⁶¹ 日経新聞 2009年9月3日朝刊「政権交代・政策のゆくえ/所得比例年金」

以降 20 年以上負担してきており、今後も負担し続けることになるが、現行の社会保険方式のもとでは、年金給付は皆無である。

現役世代の青壮年で年金保険料を支払っていない人も少なくなく、年金保険料の滞納者は 2008 年末時点で 308 万人にのぼり、未加入者も 2004 年時点で 18 万人いたと推測されている。年金保険料を支払うか、それが困難な場合は支払い免除・猶予手続きを行わない場合、彼らも無年金者になる恐れが大きい⁶²。

(3) 税方式の長所と短所

すでに述べたごとく、現行制度でも基礎年金財源の 2 分の 1 は税財源であるが、制度としては社会保険方式であり、年金保険料納付期間（免除期間を含む）が 25 年以上であることが受給条件になっている。これに対し、税方式とは、年金保険料の拠出を年金の受給要件とせず、一定期間の日本国内居住などを要件とするものである⁶³。

税方式化論者の主張では、その長所は、①税方式化により年金制度未加入問題、保険料未納問題が解消、無年金者・低額年金者の発生をなくせること、②国民年金の保険料徴収事務・年金管理記録が不要になること、③年金受給世代も消費税を負担し続けるので、現役組の負担を軽減できること、などである。

一方、税方式には課題や問題点も多い。まず、多額の税財源調達が必要になること。日本経済新聞の案では、基礎年金財源を全額税にするために 12 兆円⁶⁴の調達を必要とし、消費税で全額調達するとすれば、5%前後の引き上げが必要になる、と試算している⁶⁵。さらに、堀一橋大教授の試算では、民主党案の「最低保障年金」月額 7 万円を 65 歳以上のすべての高齢者に支給するに必要な財源は 21.5 兆円、国庫負担 3 分 1 との比較では 16.2 兆円増、消費税換算 6.8%の引き上げが必要になる⁶⁶。今後、高齢化が進行するなかで医療、介護など他の社会保障費増大に対処するために、消費税財源は必須であり、年金だけに 5~7%も投入できるかが課題になる。朝日新聞案では、年金財源の税方式化は非現実的であるという判断を示している。社会保障のうち医療や介護、少子化対策などに多くの財源を使わなければならない、年金に消費税の多くを回せば医療や介護、少子化対策が十分できない恐れがある、というのが朝日新聞の主張である⁶⁷。

さらに、全額税財源の「基礎年金」あるいは「最低保障年金」のもう一つの問題として、支給対象者をどうするかかが問題となる。まず、基礎年金について、報酬比例年金、私的年金、その他の所得などが多い高齢者にも全額税財源の基礎年金を支給することが妥当かどうか。所得制限を付すべきであるとの議論がありうる。これに対し、民主党の「全額税

⁶² 津谷典子・樋口美雄『人口減少と日本経済』日経新聞出版社 2009 年 11 月 p 155~156

⁶³ 日本経済新聞の提案。基礎年金の財源を全額消費税に置換え、支給要件は国内居住 10 年程度へ大幅短縮し、20~60 歳の 40 年居住で満額とする、としている。

⁶⁴ 税財源 3 分の 1 を全額税財源にした場合の税負担増

⁶⁵ 2008 年 1 月 7 日付日本経済新聞朝刊

⁶⁶ 日本年金学会『持続可能な公的年金・企業年金』p41

⁶⁷ あらたにす（日経・朝日・読売）<http://allatany.jp/S001/ex23.html>

財源・最低保障年金」は所得制限を設ける案になっている。しかし、所得があるのに所得比例年金の保険料を納めない自営業者等が出てくる可能性があり、このような年金保険料未納者も「全額税財源・最低保障年金」の支給対象とするのかどうか。また、税財源の生活保護との関係を考えて、他の所得や資産がある人にも「全額税財源・最低保障年金」を支給してもよいのかどうか。生活保護は、所得、資産すべて使い果たさないと、即ちミーンズテストを受けないと、支給されない。ペンション・テストだけで支給されるなら、最低保障年金は公平性を欠く制度になってしまう。

そのほか、現行社会保険方式を全額税方式に移行するには40年程度の長い移行期間が必要になる問題点もある。

5. 世代間格差について

公的年金制度については、国民一般に、特に若い世代を中心として「保険料を払った分が戻ってこないので払い損」という、いわゆる「損得」に関する意見がある⁶⁸。さらに、年金研究者の間でも、世代間の受益と負担に大きな格差が存在すると主張する「世代間不公平論」が根強い。以下、代表的な世代間不公平論を紹介し、その是非を検討してみたい。

(1) 公的年金の世代別・生涯受給率と生涯保険料負担率—鈴木学習院大教授の試算

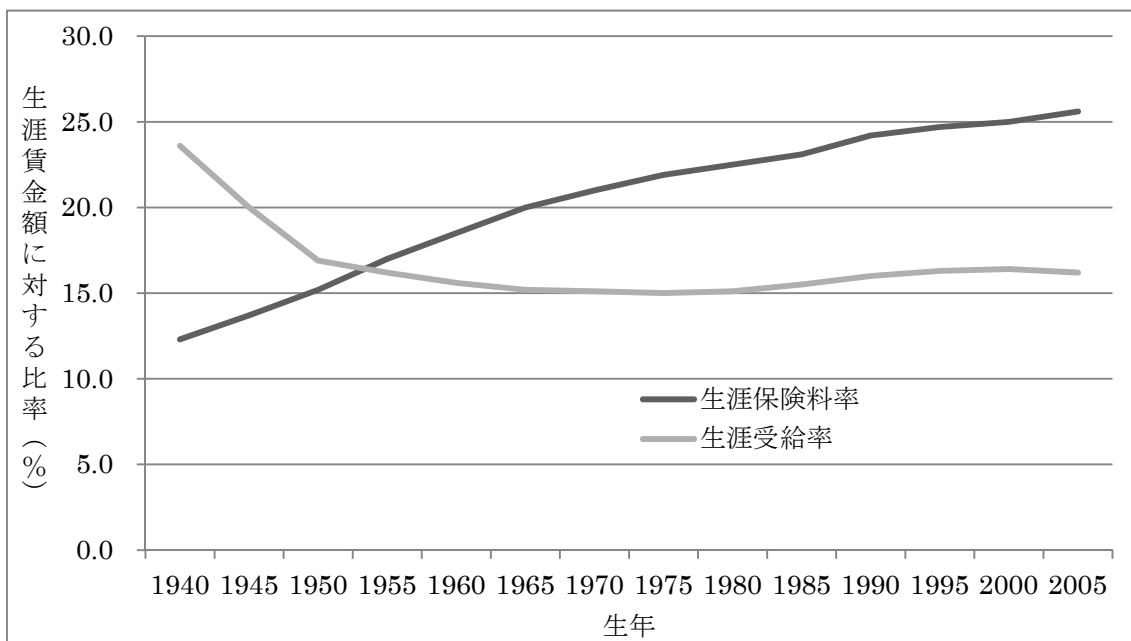
鈴木学習院大教授は、構築モデルにより公的年金制度の世代別の受益と負担の格差を試算している⁶⁹。この計算の結果を40年勤務の厚生年金受給者、配偶者ありのケースで例示すると(図表26)の通りとなる。1940年生れの人々は、生涯保険料率⁷⁰が12.3%であるのに、生涯受給率23.6%と大幅な受取超過になっている。それに対し、2005年に生まれた世代は25.6%もの生涯保険料を支払うのに対し、生涯受給率16.2%と大幅に支払い超過となっている。保険料率と受給率が等しくなる「損得ゼロ」世代は1955年生まれであり、その時点を境に純受給率プラスとマイナスが分かれる(図表27)。以上のごとく、年金については2004年改正後も世代間に大きな格差がある、というのが鈴木教授の主張である。

⁶⁸ 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」p342

⁶⁹ 貝塚編『年金を考える—持続可能な社会保障制度改革』p7~33

⁷⁰ 生涯保険料率とは、一生涯に支払う保険料総額を生涯賃金(ボーナス含まず)で除した比率である。生涯受給率も同様の比率。金額はすべて運用利回りによる現在価値。

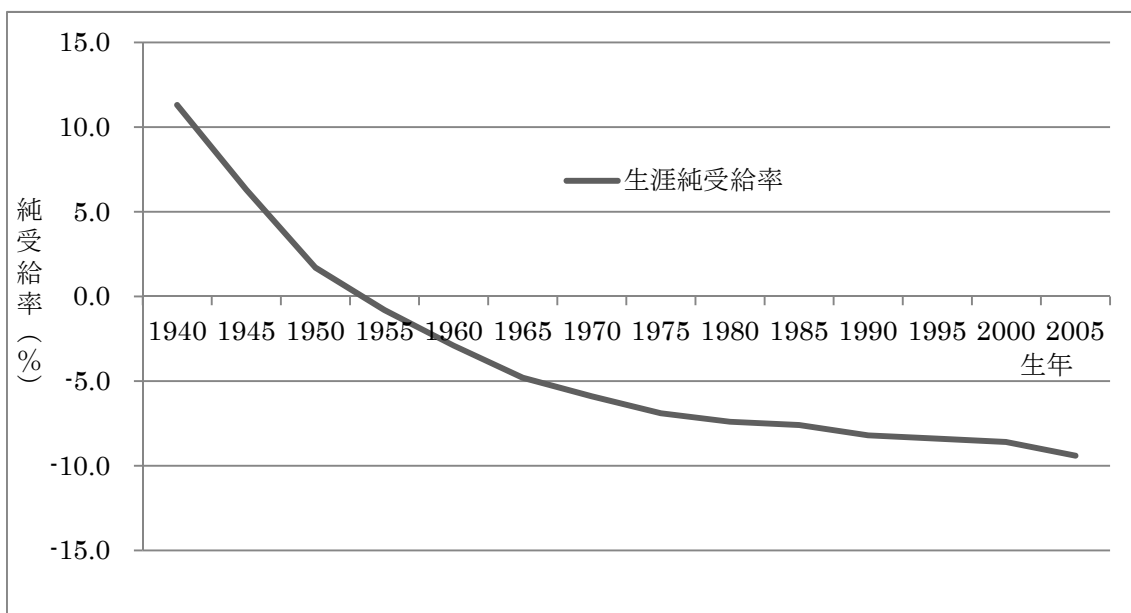
(図表 26) 公的年金の生涯保険料率と生涯受給率 (鈴木教授計算による)



- (注) 1. 生涯賃金：ボーナス含まず。運用利回りによる現在割引価値
 2. 生涯保険料：賃金予測値に保険料率を乗じて算出、2003 年から総報酬ベースで計算。運用利回りによる現在割引価値
 3. 受給年金額：配偶者の基礎年金、遺族年金、障害者になる場合の確立を考慮した障害年金などを、平均余命を考慮して算入。運用利回りによる現在割引価値

(出所) 貝塚編『年金を考える－持続可能な社会保障制度改革』中央経済社 2006 年 p21

(図表 27) 公的年金の生涯純受給率 (生涯受給率－生涯保険料率) (鈴木教授計算)



(出所) 貝塚編『年金を考える－持続可能な社会保障制度改革』 p23

(2) 厚労省が示した保険料負担に対する年金給付の倍率

厚労省が「平成 21 年財政検証」において示した、保険料負担に対する年金給付の倍率は、(図表 28、29) の通りである。1940 年生の倍率は 6.5 倍と大きいですが、1945 年生は 4.7 倍に低下、1950 年生と 1955 年生は 3 倍台、1960 年生以降は 2 倍台となり、若手との倍率差は急速に収縮する。1980 年生以降の世代の倍率は 2.3 倍台を維持し、鈴木教授計算のような純受給率マイナス世代は存在しない。

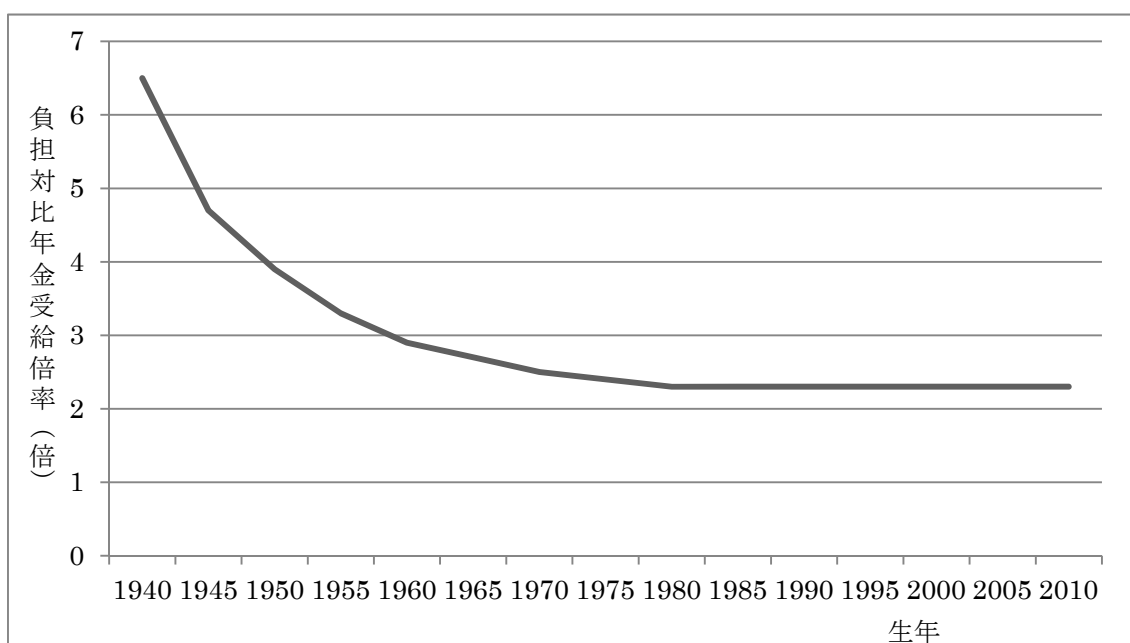
(図表 28) 世代別・保険料負担対年金給付の倍率表 (厚生年金給付額/保険料負担額)

2010 年の年齢	生年	給付倍率 (倍)	2010 年の年齢	生年	給付倍率 (倍)	2010 年の年齢	生年	給付倍率 (倍)
70 歳	1940	6.5	45 歳	1965	2.7	20 歳	1990	2.3
65 歳	1945	4.7	40 歳	1970	2.5	15 歳	1995	2.3
60 歳	1950	3.9	35 歳	1975	2.4	10 歳	2000	2.3
55 歳	1955	3.3	30 歳	1980	2.3	5 歳	2005	2.3
50 歳	1960	2.9	25 歳	1985	2.3	0 歳	2010	2.3

- (注) 1. 保険料負担額や年金給付額は、賃金上昇率を用いて 65 歳時点の価格に換算
 2. 厚生年金加入期間 40 年の男性、妻は専業主婦、保険料払い終り時点の平均余命まで生存すると想定。保険料事業主負担分は本表の保険料負担額に含めていない。
 3. 長期の経済前提：中位ケース
 (物価上昇率 1.0%、賃金上昇率実質 1.5%、運用利回り実質 3.1%)

(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」p346 により作成

(図表 29) 世代別・保険料負担に対する年金給付の倍率図



(出所) 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」p346 により筆者作成

二つの計算結果の間に、このような大きな差異が生じた原因としては、以下2点が大きいと思われる。

まず第一に、鈴木教授の計算では保険料の半分を占める事業主負担分を労働者に帰着させている（生涯保険料に含めている）のに対し、厚労省計算では事業主負担分は含めていない。厚労省は、含めなかった理由として「事業主負担分は公的年金制度による事業主への義務づけではじめて生じるものであること、及び、一般に年金の給付負担倍率の議論は家計の立場から論じられ、（事業主負担分は）個人の家計に影響を与えないものであること⁷¹⁾」を上げている。ただし、経済学者の間では事業主負担分も本人負担とする考え方が一般的であるようである⁷²⁾。事業主負担を本人負担に帰属させるなら、厚労省のいう倍率は全て半分に縮小し、現役世代の給付倍率 2.3 倍は 1.15 倍程度に落ち込むことになる。

第二に、鈴木教授計算では、生涯賃金、生涯保険料、生涯受取年金受給額すべて、運用利回り（平成 16 年 5 月「社会保障の給付と負担の見通し」の想定利回り 3.2%）で割引いた現在価値を用いている。これに対し、厚労省計算は表注 1 にあるとおり、保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率（平成 21 年財政検証・経済前提「中位ケース」では 1.5%）を用いて 65 歳時点の価格に換算している。運用利回りと賃金上昇率には 2 倍前後の差異があり、特に今の現役世代が 30 年～50 年の遠い将来受給する年金額の現在価値を計算すると、運用利回りと賃金上昇率では、倍近い差が生じる⁷³⁾。もちろん、支払う保険料も現在価値に割り引いて表示されるが、保険料支払い期間は年金受給時期よりも現在により近い期間であり、年金額ほどの差は生じない。

積立方式において、将来の給付額に備えて現在保有すべき積立金を求めるには運用利回りによる割引計算が適切である。これに対し賦課方式の場合には、その年度の賃金の一部を保険料として拠出し、それを財源としてその時点の生活維持に必要な年金額を給付するものであるから、現行賦課方式年金の検証については、厚労省計算の方法どおり賃金上昇率で換算するのが妥当であろう。鈴木教授の試算では世代間の格差が過大に示されていると考えられる。

厚生労働省の給付負担倍率と鈴木教授の試算との間には、表面上の数値に大きな乖離があるが、世代間の負担と給付に大きな格差が存在するという点では同じである。厚労省の計算によれば現在年金受給中の世代の給付負担倍率は 4 倍～6 倍に達するのに対し、現役世代は 2.3 倍でしかない。鈴木教授の「公的年金の生涯純受給率」（図表 27）の曲線と厚労省の「世代別・保険料負担に対する年金給付の倍率図」（図表 29）の曲線は、右肩下がりの相似形である。

71 厚労省「平成 21 年財政検証結果レポート」p344

72 「週刊ダイヤモンド」2010 年 2 月 20 日号 p 41

73 30 年の割引現在価値は 3.2%なら 0.39、1.5%なら 0.64。40 年では 3.2%なら 0.28、1.5%なら 0.55。50 年では 3.2%なら 0.21、1.5%なら 0.48 と大きな差がある。

(3) 世代間格差をどう考えるか

このような世代間格差が存在することは否定できないが、これについては公的年金の役割・性格・歴史まで立戻って考える必要があるだろう。

現行の公的年金制度は、「世代間扶養」の仕組みの下で実施されている社会保障制度である。歴史的には、①負担については、戦後の経済混乱の中で負担能力にギリギリ見合った低い保険料で出発し、その後、保険料を段階的に引き上げてきたこと、②給付については、経済発展の中で物価や賃金の上昇に応じた給付拡大を行ってきたが、それに見合う保険料引上げが行われず、後代に負担を回す結果となったこと、③1970年代以降の出生率の低下により少子高齢化が急速進行しつつあることなどが、世代間格差が生ずる背景になっている。

世代間格差については、給付拡大に見合った財源を手当てしないまま放置した政策ミスであり、このままでは、高齢者の食い逃げになり、その始末は若い世代に付け回される、との批判もできる。その一方で、現在の現役世代の生活を支えている経済・社会基盤が形成されたのは、現在の高齢者世代が現役であった昭和20年代以降、直接間接に後世代への投資に精一杯励んできた結果である。直接的には子どもの教育および住宅建築に投資し、間接的には納税・貯蓄を通して社会資本の形成、および民間資本の蓄積と経済成長に貢献してきた。現在の現役世代が享受している生活レベル、公共財がもたらす便益は高齢者世代の過去の働きの結果であるとも言える。

公的年金制度が定着する以前の日本では家単位の私的な高齢者扶養が当然であったが、「家」制度の廃止・核家族化進行に伴い、社会全体での世代間扶養主体に転換せざるを得なくなった。現行公的年金制度が、高齢者世代の基本生活の維持を社会全体で保障する「世代間扶養」の考え方を基本にしているとするなら、保険料負担と給付の対比だけに基づく世代間不公平論で断ずるべきではないのではなかろうか。

ただし、高齢者世代と現役・将来世代の間に給付と負担の格差があり、少子高齢化が進行するなかで今のままでは格差是正は進まず、むしろ拡大する恐れがあること、同時に年金財政の見通しが極めて厳しくなっていることも事実である。現役・将来世代の負担軽減および年金財政の強化のために、既受給者の給付抑制、年金給付課税の強化、現役世代の保険料負担増を軽減するための税財源（＝消費税など）投入は不可避であろう。

6. 公的年金一元化について

日本の公的年金制度は既に述べたように、“被用者保険”である「厚生年金保険」および「共済年金」と、自営業者、パートなどが加入する「国民年金」とに分かれている。“被用者保険”と「国民年金」の間には、負担と給付において制度格差ともいべき相違がある。また、「国民年金」の財政は、納入義務があるにも拘らず保険料を払わない未納者が多数いることから、財政的に大きな問題を抱えている。これらの格差と問題が存在することから、

制度を一元化すべきであるとの主張がある⁷⁴。

負担と給付における格差を見ると、まず保険料負担については、“被用者保険”の保険料は報酬に応じた定率⁷⁵であり、その半分は使用者が負担するので被保険者の負担は半額で済む。「国民年金」の保険料は定額⁷⁶で全額自己負担である。給付については、被用者保険は1階部分の基礎年金給付の上に2階部分の報酬比例年金給付が上乗せされている。国民年金は1階部分の基礎年金給付のみで2階部分が無く、給付年金額は満額でも年80万円弱⁷⁷にとどまる。しいて言えば任意加入の「国民年金基金」が2階部分と言えなくもないが、これは掛金定額の積立型年金であり、給付額は被用者保険の2階部分に比べるとかなり低額である⁷⁸。加入者数も2009年度末で57万人と1号被保険者（2001万人）の6%にも満たない。

財政の問題をみると、平成20年度（2008年度）の「国民年金勘定」の収入総額5.4兆円のうち保険料収入は1.75兆円と32%に過ぎず、不足分は国庫負担1.9兆円と「基礎年金勘定」を経由した被用者年金の負担額「基礎年金交付金」1.5兆円で補てんしている状態である（図表30）。このため「国民年金の財政赤字をサラリーマンの支払う保険料で穴埋めしている」との批判がある⁷⁹。2008年度末の積立金残高も、厚生年金が124兆円（年間支出の3.4倍）、国共済が8.5兆円（3.9倍）、地共済が39.5兆円（6.7倍）、私学共済が3.4兆円（7.1倍）であるのに対し、国民年金勘定は7.6兆円（1.3倍）に過ぎない。

このような財政的ひずみを抱えてはいるが、基礎年金の100%税方式化を実現すれば1階部分の基礎年金については、未納問題、保険料負担のひずみの問題などのほとんどが解決できることになる。ただし、1階部分だけでなく、自営業者にも被用者同様の報酬比例年金を設けて1、2階ともに一体化しようとするなら、自営業者の所得の把握が被用者と同程度に行われ、所得に比例した保険料率で保険料を確実に徴収することが可能でなければならない。そのためには、所得の把握と保険料の徴収を、正確・厳密に行うための体制整備が必須である。

74 『週刊ダイヤモンド』2010年2/20号「年金問題の真実」p55

75 平成22年度の厚生年金保険料率は16.058%（労使折半）である。

76 平成22年度の国民年金保険料額は、月15,100円である。

77 平成22年度老齢基礎年金は満額で66,008円、年額で792千円である。

78 30歳男性が誕生月に加入（1口目A型、2口目以降Ⅲ型2口）した場合、掛け金月額16760円、年金額は60～65歳年額24万円、65～75歳年額48万円、75歳～終身24万円である（国民年金基金 <http://www.npfa.or.jp/index.html>）。

79 野口悠紀雄『日本経済改造論』2005年12月東洋経済新報社p243～250

(図表 30) 公的年金各制度の財政収支状況 (2008 年度) (単位：兆円)

	(収入)		(支出)	
厚生年金	保険料	22.69	基礎年金拠出金	13.32
	国庫補助・運用収入	7.20	年金給付	22.69
	積立金より受入れ	3.36		
	基礎年金交付金	1.88	その他	0.10
	その他	1.29	年度末積立金	124.0
三共済	保険料	4.38	基礎年金拠出金	1.82
	国庫補助・運用収入	1.45	年金給付	6.32
	基礎年金交付金	0.44		
	その他	1.39	その他	0.43
国民年金	保険料	1.75	基礎年金拠出金	4.12
	国庫補助・運用収入	1.97	年金給付	1.58
	基礎年金交付金	1.49		
	その他	0.22	その他	0.13
基礎年金	(支出)		(収入)	
	基礎年金給付費	15.45	基礎年金拠出金収入	19.26
	基礎年金交付金	3.81	その他	1.59

(注) 基礎年金拠出金と基礎年金交付金：1986年4月（基礎年金発足）時点で60歳未満の人に給付される基礎年金の財源は、各年金制度から基礎年金勘定へ「基礎年金拠出金」として繰り入れられ、基礎年金勘定から受給者に支給される。1986年4月時点で60歳以上の人には各年金制度から基礎年金相当額（みなし基礎年金額）が支給されるが、その財源は基礎年金勘定から「基礎年金交付金」として配分される。各年金制度の負担率は被保険者数に応じて決定されるが、被用者年金の保険料を支払うべき人の数を取り、国民年金は保険料を支払った人の数を取るため、未納者の数が増えると、

国民年金の負担が減り、被用者年金の負担がその分重くなる。

(出所) 野口『日本経済改造論』p245 の表をもとに、筆者作成、数値は厚生労働省「公的年金各制度の財政収支状況(平成20年度)」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-02-20.html>

第5章 公的年金制度の今後の方向性について

第5章においては、新制度案の代表例として「日経新聞本社研究会」提案、および、鈴木学習院大教授「積立方式移行」案をそれぞれ検討し、結論として今後の方向性は如何にあるべきか考えてみたい。

民主党の年金改革案が政権交代以前から提示されてはいるが、民主党政権に変わった後は改革案の検討はほとんど進んでおらず、また、財政方式をどうするのか等不明点が多く⁸⁰、今後の政府案の具体化を待つしかないので、本報告では民主党案には触れない。

1. 日経新聞案

(1) 日本経済新聞社の研究会第1次報告(2008年1月)の要旨

「日本経済新聞社・年金制度改革研究会」がまとめたもので、2008年1月7日付日本経済新聞朝刊にその内容が掲載された。同研究会では、次の四つの改革案を検討している。

第1案：社会保険方式の現行制度を改良する。マクロ経済スライドによる給付抑制を厳格に運用していく。

第2案：全国民の年金を一元化して社会保険方式の所得比例年金とし、無年金者・低所得者には最低保障年金を給付、その最低保障部分に税財源をあてる。

第3案：基礎年金すべてを税方式にして、リタイヤ後の総所得(公的年金+私的年金+その他所得)がゼロないし低位の者には、税財源による補完年金を支給する。④案プラス補完年金であるが、ただし基礎年金は④案より低水準とする。

第4案：基礎年金すべてを消費税財源とする税方式に移行させる。

以上の四つの案の中から第4案が選択されている。第4案の要点は次の通りである(図表31参照)。

- ① 基礎年金の財源を全額消費税に置換え、呼称を「共通年金(仮称)」とする。
- ② 基礎年金給付月額を現状を維持する(満額で月額66千円)。
- ③ 基礎年金額を現行と同じとすれば、必要な消費税の税率引き上げはプラス5%(軽減税率導入を考慮せず、3分の1負担の必要財源との比較)前後となる。保険料から消費税への置換えによる負担は、家計部門+企業部門全体では変化しない。家計

⁸⁰ 政府・民主党は09年衆院選マニフェストの見直しに着手し、年金改革案は2011年4月までに見直す考えのようであるが、消費税率上げを先送りし財源のメドもつかない状態では、納得性ある見直しは不可能であろう(日経新聞2011年2月3日「公約修正まず社会保障/民主、年金など4月に見直し案」同年2月6日「税と社会保障/一体改革6月に工程表」)

部門は保険料負担軽減よりも消費税増加負担が大きくなるが、企業部門は事業主負担が純減となる。企業は、この保険料負担軽減分（3.7兆円）を非正規労働者の厚生年金への加入拡大に充当すべきことを合わせて提案している。

- ④ 支給要件は国内居住10年程度へ大幅短縮する。20～60歳の40年居住で満額とする。
- ⑤ 被用者年金の報酬比例部分は、社会保険方式の「報酬比例年金」とする。ただし、「報酬比例年金」の制度設計は2008年1月案では提示されず、後述の2008年12月「本社研究会2次報告」で具体案が提示されている。

研究会報告が、第4案を優れているとした理由は、①国民に分かりやすいこと、②保険料未納問題を解決し、無年金者の発生を防ぐことが可能なこと、③専業主婦も年金受給中の高齢者もすべて消費税を負担するので、世代内・世代間の負担の不公平を是正できること、④定額の国民保険料よりも、消費に応じて負担する消費税のほうが逆進性が弱いこと、⑤国民年金保険料徴収部門の大幅縮小が可能で、年金の執行体制が効率化すること、以上5点である。なお、この改正案を実施する場合には、移行に伴う経過措置が必須となるが、次のような措置案を挙げている。

- ① 20～40年の経過期間を設け、負担の不公平を解消する。
- ② 新制度移行日前の保険料支払いについては、支払った期間に対応する受給権を旧制度により確保し、移行日以後は新制度により60歳までの居住期間に応じた受給額を獲得する。獲得した新旧両制度の受給権に基づき新旧合わせて給付する。移行時に保険料未納があれば旧制度の給付は減額されが、移行時に限り旧制度の未納保険料分を一括納付可能とする。

(図表 31) 日経新聞・年金制度改革研究会報告－改定に伴う基礎年金財政のイメージ

← 基礎年金給付額総額 19.4兆円(2009年度見直し) →							
現状・基礎年金の財源	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">税財源 7.4兆円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">保険料負担12兆円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">国民年金保険料・厚生年金保険料の個人負担 8.3兆円</td> <td style="text-align: center;">厚生年金保険料の企業負担 3.7兆円</td> </tr> </table>	税財源 7.4兆円	保険料負担12兆円			国民年金保険料・厚生年金保険料の個人負担 8.3兆円	厚生年金保険料の企業負担 3.7兆円
	税財源 7.4兆円	保険料負担12兆円					
	国民年金保険料・厚生年金保険料の個人負担 8.3兆円	厚生年金保険料の企業負担 3.7兆円					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">↓</div> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">家計部門は全体で負担増に</td> <td style="width: 40%;">企業負担が浮く</td> </tr> </table>	家計部門は全体で負担増に	企業負担が浮く				
家計部門は全体で負担増に	企業負担が浮く						
改定後・共同年金の財源	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">従来の税財源7.4兆円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">消費税を引上げて追加財源に 12兆円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">税率引上げ幅 = 12兆円 ÷ 2.5兆円(消費税1%当り) = 5%程度</td> </tr> </table>	従来の税財源7.4兆円	消費税を引上げて追加財源に 12兆円			税率引上げ幅 = 12兆円 ÷ 2.5兆円(消費税1%当り) = 5%程度	
	従来の税財源7.4兆円	消費税を引上げて追加財源に 12兆円					
	税率引上げ幅 = 12兆円 ÷ 2.5兆円(消費税1%当り) = 5%程度						
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">↓</div> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 年金目的の消費税を財源とする「共同年金」として給付 →</td> </tr> </table>	← 年金目的の消費税を財源とする「共同年金」として給付 →					
← 年金目的の消費税を財源とする「共同年金」として給付 →							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 三つの選択肢 ① 労使に用途を委ねる → 賃上げ・雇用増 ② 雇用税等で徴収し企業負担を変えない ③ 非正規労働者の待遇改善 → 厚生年金加入等 </div>							

(出所) 日本経済新聞 2008年1月7日朝刊記事から作成

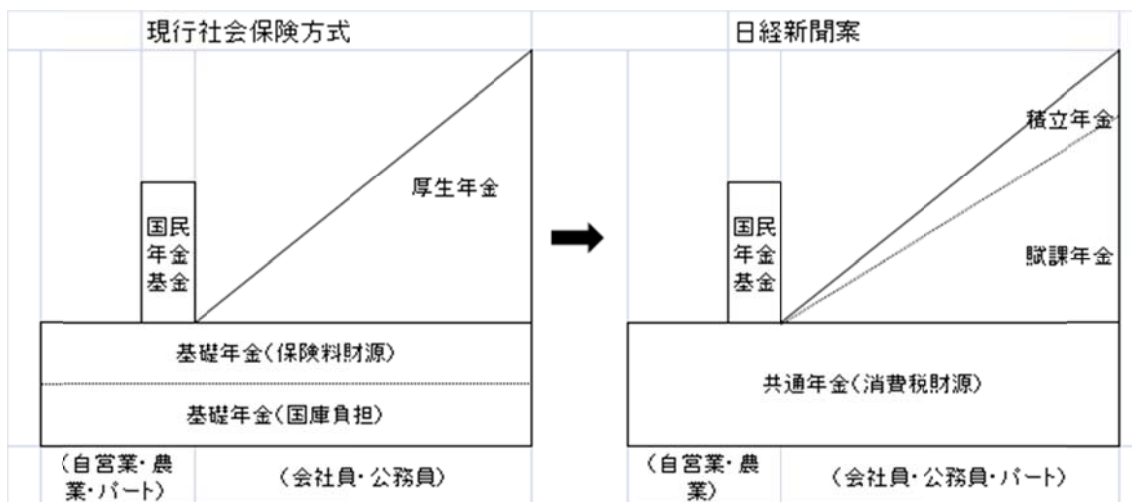
(2) 日本経済新聞社研究会・第2次報告(2008年12月)の要旨

「日本経済新聞社・年金制度改革研究会」は2008年1月の報告に続き、12月に第2次報告をまとめ、日経新聞紙上（2008年12月8日朝刊）に掲載した。第2次報告は初回報告で触れなかった厚生年金の2階部分（報酬比例部分）に関するもので、その要旨は次のとおりである（図表32参照）。

- ① 2階部分の保険料率のうち1.5%分を積立方式の年金へ移行する。2階部分を全て積立方式に移行するには、移行期間中の現役世代に保険料の二重の負担を強いることになるので、それを回避するため一部移行することにしたものである。
- ② 2階部分の賦課方式の給付は現行制度より2割減額し、賦課方式を継続することによる現役世代の保険料負担を軽減する。賦課方式給付の削減と保険料負担軽減は、ある程度の時間をかけて行う。
- ③ 保険料率は積立方式分1.5%と賦課方式分を合わせて約11.5%となり、現行制度に基づく2017年保険料率（保険料段階引上げ後18.3%、基礎年金部分を除くと13%）より軽い。
- ④ マクロ経済スライドは1階部分の基礎年金（共通年金）に適用せず、賃金上昇率、物価上昇率をすべて反映させる。このための財源として消費税率1.5%程度の引き上げが必要であり、1次報告で提案した共通年金財源の全額消費税化に必要な5%引き上げとあわせ、6.5%の消費税率引き上げが必要になる。
- ⑤ 基礎年金（共通年金）の税方式化により軽減される年金保険料の企業負担（約3兆7千億円）の一部を使い、厚生年金非加入⁸¹のパート社員等すべてを加入対象とする。
- ⑥ 2023年時点の家計と企業の負担は現行制度比較で（図表33）の通りとなる見込み。共通年金の税方式化により浮いた企業負担を2階部分の保険料負担に付け替えれば、家計・企業の負担分担はおおむねイーブンとなる。
- ⑦ 賦課方式の給付額を2割削減して積立方式を一部導入することにより、現在の年金受給者への未払給付額が減少し、現役世代の保険料負担が減って世代間の不公平が緩和される。年金受給中の高齢者への報酬比例部分給付は2割削減されるが、基礎年金（共通年金）にマクロ経済スライドが適用されないことにより、基礎年金給付の減額（15年間でマイナス15%と想定）が回避され、1、2階を合わせた受給額は標準世帯（夫婦合計）の場合で現行制度の予測とほぼ同額となる。

⁸¹ 現在、週労働時間30時間未満のパート労働者は厚生年金へ加入できない。

(図表 32) 日経新聞研究会報告「本社研究会案」



(出所) 日経新聞 2008 年 12 月 8 日朝刊より作成

(図表 33) 日経新聞研究会報告「負担はどうか」 現行政府計画比 2023 年時点

(単位：兆円)

改定項目	負担 増減計	家計 負担	企業 負担
共通年金税方式化（保険料負担 2 / 3 → 0、消費税 5% 引上げ）	0	+4.8	-4.8
共通年金のマクロ経済スライド不適用（消費税 1.5% 引上げ）	+4.6	+4.6	0
2 階部分積立方式一部移行、保険料 1.5%（企業負担と仮定）	+3.6	0	+3.6
賦課方式保険料 2 割削減	-7.0	-8.3	+1.9
パート社員等加入	+0.6		
合計	+1.8	+1.1	+0.7

(出所) 日経新聞 2008 年 12 月 8 日朝刊より作成

(3) 日本経済新聞社・年金制度改革研究会報告の問題点と課題

この改革案は、第 4 章 1 で示した改革案の 3 分類のうち、(イ) の「現行制度の枠組みを大幅に改めた新年金制度を構築し移行する案」の代表例になるであろう。この案の問題点と課題として、次の 5 点が挙げられる。

- ① 基礎年金（共通年金）を全額税方式化する点がまず妥当性を問われる。税方式化の長所は、すでに述べたごとく、国民年金の未加入問題と保険料未納問題が解消し無年金者の発生をなくせること、国民年金の保険料徴収事務・年金管理記録が不要になること、年金受給世代も消費税を負担し続けるので現役組の負担を軽減できること、などであるが、一方、短所として多額の税財源調達が必要になることがある。日経新聞案は、消費税率を 6.5% 引き上げ、その全額を年金に投入する案である。多額の国債残高を抱え、医療・介護など年金以外の社会保障財源の調達手段が問われるなかでそれ

が可能かどうか、見極めをつけなければならない。支給要件を、日経新聞案の「国内居住期間 10 年以上」で充足することにした場合、給付額が現行の基礎年金よりかなり増える可能性があり、消費税の引き上げ幅が想定を上回る恐れもある。

- ② 税財源の共同年金を、高額所得の高齢者にも支給するのだろうか。所得制限を設けるか否かが検討されることになるが、制限を設ける場合、高齢者の所得をどこまで正確に把握できるかが課題である。逆に設けない場合、「税財源の給付をばら撒く」との批判を浴びる恐れがある。
- ③ 新制度の年金給付は、税方式の共同年金と社会保険方式の報酬比例年金の 2 階建になる。このうち報酬比例部分＝2 階部分については一部積立方式に移行し、既存の賦課方式給付は時間をかけて 2 割削減する案となっている。このような仕組みが想定通りに、混乱なく機能するのか否か不安を伴う。特に減額幅が 2 割に到達するまでの移行期間中の混乱が懸念され、その間の年金財政がどう推移し、行き詰る懸念がないかどうかの検証が必要である。新聞紙面から見る限り、検証が十分行われていないように見受けられる。
- ④ 給付について、2 階の賦課方式年金の 2 割減額を行うが「1 階の共同年金が充実するので、15 年後の 2023 年時点では夫婦、片稼ぎのモデル世帯の年金額は現行制度の想定額とほぼ同じ」と断定しているが、最終 2 割に達する減額を想定どおりに“基礎年金の充実”で補填できない場合、年金既受給者および高年齢の現役層は積立年金が全くないか少額にとどまり、年金額が大きく減る懸念がある。
- ⑤ 家計と企業が、それぞれの税負担増減、保険料負担増減について理解し納得するよう、十分な説明が必須である。

2. 鈴木学習院大教授案

鈴木教授の改革案⁸²のポイントは、「報酬比例部分の積立方式移行」、および「基礎年金の税方式化」の二点である。要点を整理すると次のとおりとなる。

(1) 鈴木教授案の要点

鈴木教授案の要点の第一は、現行賦課方式から積立方式へ時間をかけて移行させることである。

賦課方式においては、現役世代が支払う保険料はひとつ前の高齢世代の給付に全て使われるので、賦課方式から積立方式に移行した場合、自分たちの老後の給付のための保険料積立が必要になり、いわゆる「二重の負担」が発生する。改革期の現役世代にこのような保険料の「二重の負担」が発生するという問題があるため、積立方式への移行は不可能であるとの主張があるが、改革期現役世代のひとつ前の世代の未払い給付債務を国が立て替

⁸² 鈴木亘『だまされないための年金・医療・介護入門』東洋経済 2009 年 p 228～256、同著『社会保障の不都合な真実』日経新聞出版社 2010 年 p 99～132

えれば、「二重の負担」は回避できる。国が背負う負債は、改革期世代だけに押し付けず以後の世代で分担し、少しずつ返済していくことにする。当面の立て替え原資として、厚生年金の場合、現在 130 兆円近い積立金があり、積立方式に移行することによりさらに積立金は積み上がるので国債発行の必要はない、というのが鈴木教授の主張である。

2004 年年金改革（賦課方式を継続）では、保険料率を毎年引き上げ 2017 年に 18.3%（労使折半）に固定する予定である。しかし鈴木教授の試算では 18.3%まで引き上げても 2060 年に積立金が枯渇するので、2022 年から再引上げを開始、2031 年までに 21.6%へ引き上げねばならない。この場合 2031 年以降は固定することになる。これに対し、2009 年直ちに積立方式へ移行していたとすれば、保険料率を 20.2%へ引上げ、その後固定が可能であった。さらに、2009 年直ちに積立方式へ移行し、マクロ経済スライド（給付額の削減）も一気に行ったならば、保険料率引上げを 19.65%にとどめることが可能であった、との試算が示されている⁸³（図表 34）。

初めから積立方式であった場合、2007 年時点にあるべき積立金は 670 兆円であるが⁸⁴、2007 年時点の厚生年金積立金は約 130 兆円である。この差額 540 兆円が積立不足であり、年金純債務であり、二重の負担額の合計額である。日本の GDP に匹敵するこの不足額を国債発行などで一気に調達する必要はなく、年金会計の中で「二重の負担」の支払いを徐々に行いながら積立方式移行のための保険料積立を同時に行うことにする。積立金は枯渇することなく、“初めから積立方式であった”ときの積立金と実際の積立金の差は、各世代が「二重の負担」を少しずつ負担しているために、徐々に縮小し遠い将来（22 世紀以降）一致することが可能である、というのが鈴木教授の考えである。教授の試算では、鈴木案を実施した場合の 2100 年度の積立金は、2004 年年金改革が想定する 2100 年度積立金残高（年金財政支出の 1 年分）の 1.5 倍程度を維持することができる模様である。

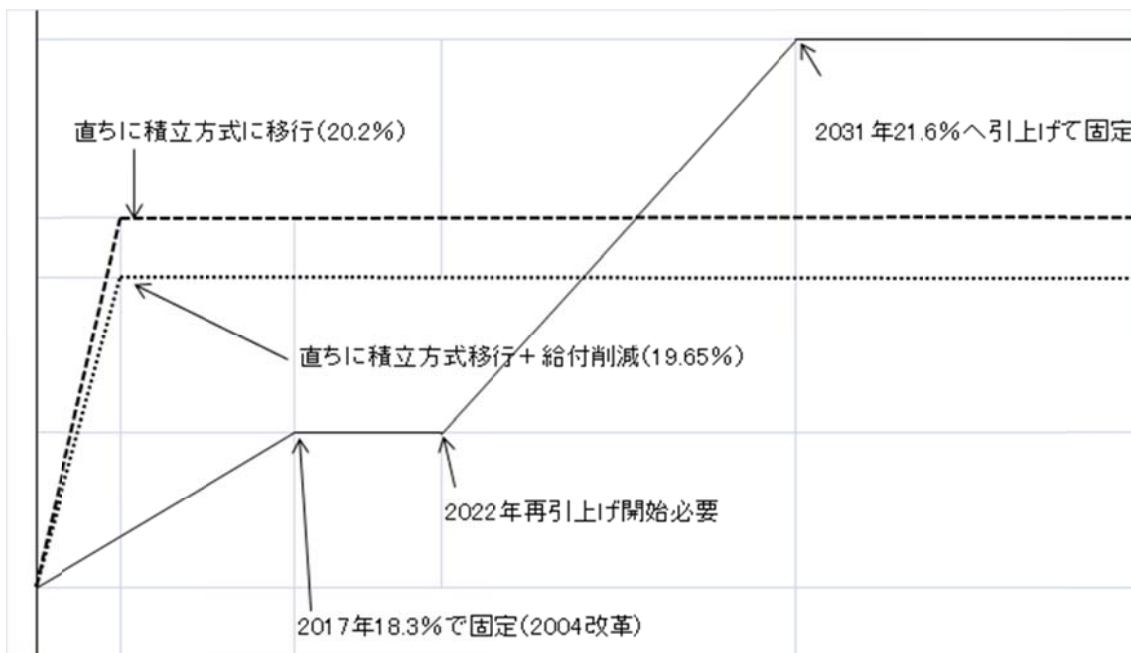
積立方式への移行のポイントは、現在の保険料率（額）を直ちに引き上げて将来にわたり固定することであり、将来世代は賦課方式に比べ保険料率が低くなるというメリットがある。ただし現在の保険料が一気に引き上げられるので、現在保険料を支払っている現役世代から、強い不満～拒否反応が出るのが予想される。積立方式移行が、①現在～将来の現役世代の負担を減らすこと、②“最後の改革”であり、賦課方式のように、何度も保険料を引き上げたり給付をカットする必要が今後生じないこと、以上の点を政府が国民に

⁸³ 鈴木『だまされないための年金・医療・介護入門』p236～237：このページの数値は鈴木教授がシミュレーションモデル（OSU2007 モデル）により試算した結果である。刊行著書では 2009 年は未来形であるが、本報告では過去形で記述した。

⁸⁴ 同上モデルによる試算結果。

キチンと説明し理解をしてもらうことが大事である、と鈴木教授は指摘している。

(図表 34) ケース別・厚生年金保険料率の推移予測 (鈴木教授予測)



(出所) 鈴木『だまされないための年金・医療・介護入門』p236

鈴木教授案の第二の要点は、基礎年金財源全額の税方式化である。「基礎年金財源の税方式化」を実施し、それと同じタイミングで「報酬比例部分の積立方式移行」を図るならば、厚生年金保険料の20%前後への一気に引き上げが回避できる、という構想である。

税方式化すれば、基礎年金部分の保険料が不要となるので厚生年金保険料の引き下げが可能になるが、これを引き下げず厚生年金保険料を固定すれば、保険料の一引き上げと同じ効果がある。これにより保険料の「二重の負担」は軽減されるが、そのための税負担増は誰が背負うかが課題となる。高齢者が死亡したときに相続資産から徴収する方法がありうるが、相続資産からの徴収では一部しか埋め合わせができない。「二重の負担」は消費税引き上げで少しずつ将来にわたり負担することとし、基礎年金財源として消費税を目的税化すべきである。基礎年金財源が100%消費税になれば、国民年金加入者(1号被保険者)は、保険料負担が無くなることと消費税引き上げとが相殺される。厚生年金加入者(2号被保険者)は、保険料が据え置かれるので、消費税引き上げが純負担増になるが、積立方式移行による二重負担が消費税負担引き上げと引換えに軽減ないし解消されるメリットがある、と鈴木教授は説明している。

(2) 鈴木教授案の評価点・問題点

鈴木教授案は、第4章1で示した改革案の3分類のうち、(イ)の「現行制度の枠組みを大幅に改めた新年金制度を構築し移行する案」と言うよりも、実質的には(ウ)の「現行年金制度の枠組みは維持しつつ、財政が持続可能な改定を行う案」に近い案といえる。給付に関わる改革は示されておらず、現行給付体系を維持しマクロ経済スライドも政府方針通りに行うことになっていると見られる。財政方式について「現行賦課方式を積立方式へ移行する」と標榜しているが、要するに、1階部分財源を100%税財源とし、それによって軽減されるはずの保険料率を据え置いて、実質的に保険料率の大幅引上げを行う案であると考えられる。

厚生年金の財政を見ると、2008年度の基礎年金拠出金13.3兆円に対し国庫負担は5.4兆円であり、差引き保険料負担部分は7.9兆円になる⁸⁵。保険料収入は22.7兆円であり、2008年度の保険料のうち34.8%、約3分の1は基礎年金財源となっている。2008年度の保険料率は15.35%であったので、基礎年金財源部分は $15.35 \times 34.8 / 100 = 5.3\%$ 程度と見込まれる。従って基礎年金を100%税方式化し、保険料率を据え置いた場合、実質5%程度の引上げをしたことになる。現行制度では2017年度までに保険料率を18.3%まで段階的に引き上げることになっているが、鈴木教授案は、より高い保険料率(20~21%)に早期に引き上げて積立金の増加を図る案である。

単純明快であり、国民への説明が出来るなら、財政的にはすぐれた改革案と言えるが、大きな問題点としては次の2点があげられる。

まず第1に、日経新聞案同様、年金のみに消費税を5~6%も投入することが可能かどうか。さらに年金目的の消費増税率引上げを行いながら保険料率を据え置くことに、国民の納得が得られるかどうか。基礎年金の100%税方式化の恩恵を受ける自営業者等(1号被保険者)は、消費税率が上がっても負担増にはならない。しかし、被用者保険の被保険者(2号被保険者)にとっては消費税引上げが丸々負担増になり、この点は鈴木教授も認めるところである。また、100%税方式化した場合の課題として、所得制限を設けるかどうかも日経新聞案同様に課題となる。

第2に、鈴木教授案では、日経案のような賦課方式部分の給付減額やマクロ経済スライドの基礎年金への不適用などの、給付に関わる改革案が示されておらず、現行の給付体系をそのまま維持することになっていると見られる。また、鈴木教授が使用したモデル(OSUモデル)は、賃金上昇率・物価上昇率・運用利回りなどの長期経済前提は2004年「財政検証」の数値を、人口変動の見通しは「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」を使っている模様である⁸⁶。従って賃金上昇率などの長期経済前提や人口予測が政府見通しを下回った場合、年金財政は現行より改善はされるものの、教授試算通りには年金積立金が増加し

⁸⁵ 厚労省「公的年金各制度の財政収支状況(平成20年度)」

⁸⁶ 貝塚編著『年金を考えるー持続可能な社会保障制度改革』p11、鈴木『だまされないための年金・医療・介護入門』p146

ていかない恐れがある。

その他、1階部分を100%税方式化するについて、経過措置をどうするのが不明である。日経新聞案のような経過措置が必要になると思われるが、案を具体化する際には実務的な詰めが必要になろう。

3. 結論として

第4章において、公的年金制度の破綻を中長期的に回避するための対応策は大別して三つあること、そのうちの一つ、年金制度をすべて清算する策は採りえないこと、可能な策の一つは、現行制度の枠組みを大幅に改め持続可能な新年金制度を構築し移行する策、もう一つは、現行年金制度の大枠は維持しつつ財政の持続が可能な改定を行う策であることをまず確認した。さらに、制度改革に関する大きな論点として、第一に「賦課方式」と「積立方式」いずれを選ぶか、第二に「税方式」と「社会保険方式」のいずれを選ぶか、第三に世代間格差の問題、第四に制度一元化問題について整理した。

第5章においては、提起されている改革案の代表例として、「日本経済新聞社・年金制度改革研究会」の案、鈴木学習院大教授の「積立方式移行」案の当否を検討した。

以上の整理と検討をもとに、“公的年金制度の今後の方向性”について私論をまとめ、結論としたい。

今後の方向性を考える上で重視する事項は次のとおりであると考え。まず、最優先すべきは、公的年金制度を財政的に永続させることである。公的年金制度は半世紀以上の歴史を持ち、2009年度末現在6940万人の被保険者を抱え、2690万人の老齢基礎年金の受給権者を抱える制度である。日本国民の生活に深くかかわるこの制度が、財政的に行き詰まり運営に支障をきたすような事態は、絶対に引き起こしてはならない。

次に、“あるべき年金制度像”を描くよりも現行制度のどこをどのように直して財政を永続させるのかを考えなくてはならない。日本の現行制度とかけ離れた“制度像”を、経済情勢も人口構成も異なる他国の制度等を参考にして机上に描き、それを提示するような動きがあるが⁸⁷、わが国の現行制度から新制度へどのようにして移行させるのか、そのプロセスが不明の改革案は無価値である。

以上の見地に立ち、つぎのような筆者私案を提言したい。この私案は基本的には鈴木学習院大教授案の構想に基づくものであり、基礎年金の100%税方式化は日経新聞案とも同じ考えである。

(ア)基礎年金は全額税方式化するものとし、税方式化実施年度は2013年度を想定する。

現行の社会保険方式から税方式に完全移行するまでの経過期間（およそ40年）、および経過措置が必要になる。税方式化に伴い、基礎年金給付に所得制限を付することが検討されなければならない。

⁸⁷ 民主党が政権交代前から示している年金改革案は、その代表例である。民主党の公約には、「完成図」は示すが実現の道筋が不明のことが多い。

- (イ)厚生年金の報酬比例部分は現行社会保険方式を継続する。基礎年金の税方式化により引き下げるべき厚生年金保険料を据え置き、実質引き上げ効果を狙う。年金積立金の積み増しを進め、遠い将来「平準保険料方式＝積立方式」への移行を実現する。保険料率は2012年度に予定されている保険料率16.766%に据え置いて固定する。
- (ウ)マクロ経済スライドは賃金上昇率、物価上昇率がゼロ～マイナスであっても2013年度から実施する。前倒しで完了させるためにスライド幅を2倍とする(0.9×2=1.8%/年を想定)。所得代替率が50%に達した時点でスライドは停止する。
- (エ)国民年金と被用者年金の統合は行わず、基礎年金税方式化による1階部分の統合にとどめ、2階部分は将来の課題とする。

基礎年金の全額税方式化の時期は可能な限り前倒しすべきであり、現実的案として2013年度を想定した。税方式化のためには5%程度の消費税増税が必要だが、国民年金の未納問題を解消し無年金者をなくすには増税不可避である。年金受給中の高齢者も消費税を負担するので世代間格差を緩和する効果もある。

2階の報酬比例部分は、現行の社会保険方式を継続する。基礎年金の税方式化により引き下げ可能となる保険料率を据え置いて積立金の積み増しをはかり、遠い将来「平準保険料方式＝積立方式」へ移行(復帰)する構想は、鈴木教授案と同じである。消費税を5%も引き上げる一方で厚生年金保険料率を据え置くことにサラリーマン層から不満と反発が出る懸念があるが、政府が年金財政の現状と将来の完成図をもとに、筋道を立てて説明することで彼らを納得させなければならない。

マクロ経済スライドを前倒し実施することにより、現在年金受給中の高齢者の受益は圧縮される。また所得代替率が50%を切る直前(図表35のシミュレーションでは2024年度)でマクロ経済スライドを停止し現役世代および将来世代が受給する年金額を確保する。これらにより、現役世代と高齢者世代の受益・負担格差は緩和される。

現状では基礎年金部分のみの国民年金は、改革案により全額税方式化される。国民年金にも2階の報酬比例部分を設けて被用者年金と一元制度とする案もありうるが、自営業者等の所得の正確な把握が難しく、国民年金保険料の未納率が40%に達する状況では一元化は困難であろう。一元化実現は、自営業者等の所得を正確に把握し保険料を100%徴収できる体制が出来あがるまで待つしかない、と考えられる。

以上に基づく「筆者私案によるシミュレーション」を(図表35)に示す。

なお(図表36)には、(図表35)と同じ経済前提(2013年以降の物価上昇率1.0%、賃金上昇率1.8%、運用利回り2.7%)のもとにおいて、現行の厚生年金制度(基礎年金の国庫負担率は2分の1・保険料率を段階的に引き上げ2017年度以降18.3%に固定・マクロ経済スライドを現行方法で実施)を全く変えない場合の「現行制度によるシミュレーション」を示した。(図表37)には、両ケースの期末積立金推移の比較グラフを示した。

(図表 35) 筆者私案によるシミュレーション

(単位：兆円)

年度	収入 合計	収入内訳			支出 合計	支出内訳		収支 差	年度末 積立金 (注 6)
		保険料 収入 (注 2)	国庫 負担 (注 4)	運用 収入 (注 5)		給付費 (注 3)	基礎年 金拠出		
2010	35.0	24.7	7.4	2.5	36.6	23.1	13.5	-1.6	142.6
2011	36.9	25.4	7.0	3.9	37.8	23.9	13.9	-0.9	141.0
2012	37.7	26.0	7.2	3.8	39.1	24.7	14.4	-1.4	138.9
2013	45.7	26.4	14.8	3.8	40.2	25.4	14.8	5.5	143.7
2014	46.7	26.8	15.2	3.9	41.1	26.0	15.2	5.6	148.5
2015	47.7	27.3	15.6	4.0	42.2	26.6	15.6	5.5	153.1
2016	48.2	27.6	15.5	4.1	42.1	26.6	15.5	6.0	158.3
2017	48.8	28.0	15.5	4.3	42.1	26.6	15.5	6.7	164.0
2018	49.3	28.4	15.5	4.4	42.0	26.6	15.5	7.3	170.4
2019	50.0	28.9	15.5	4.6	41.9	26.4	15.5	8.1	177.4
2020	50.6	29.3	15.4	4.8	41.8	26.4	15.4	8.8	185.0
2021	51.1	29.7	15.3	5.0	41.4	26.2	15.3	9.7	193.5
2022	51.8	30.1	15.2	5.2	41.2	26.0	15.2	10.7	202.9
2023	52.4	30.5	15.0	5.5	40.8	25.8	15.0	11.6	213.2
2024	53.0	30.9	14.9	5.8	40.5	25.5	14.9	12.6	224.2
2025	54.0	31.3	15.1	6.1	40.9	25.8	15.1	13.1	235.8
2026	54.9	31.6	15.3	6.4	41.4	26.1	15.3	13.5	247.7
2027	56.0	32.1	15.5	6.7	41.9	26.4	15.5	14.2	260.0
2028	56.9	32.4	15.6	7.0	42.3	26.8	15.6	14.6	272.7
2029	58.0	32.8	15.8	7.4	42.9	27.1	15.8	15.0	285.7
2030	58.9	33.0	16.0	7.7	43.4	27.4	16.0	15.5	299.0
2031	60.0	33.3	16.3	8.1	44.3	28.0	16.3	15.7	312.4
2032	60.9	33.4	16.7	8.4	45.1	28.5	16.7	15.8	325.7
2033	62.0	33.6	17.0	8.8	46.1	29.1	17.0	15.9	339.0
2034	62.9	33.6	17.3	9.2	46.9	29.6	17.3	16.0	352.3
2035	63.8	33.7	17.7	9.5	47.9	30.2	17.7	15.9	365.3
2036	64.6	33.7	17.9	9.9	48.8	30.8	17.9	15.8	378.0
2037	65.6	33.9	18.3	10.2	49.6	31.4	18.3	16.0	390.8
2038	66.5	33.9	18.6	10.6	50.7	32.0	18.6	15.9	403.3
2039	67.4	34.0	19.0	10.9	51.6	32.6	19.0	15.8	415.6

2040	68.3	34.0	19.4	11.2	52.6	33.3	19.4	15.7	427.5
2041	69.2	34.1	19.7	11.5	53.2	33.6	19.7	16.0	439.6
2042	70.0	34.1	19.9	11.9	54.0	34.0	19.9	16.0	451.5
2043	70.8	34.2	20.1	12.2	54.6	34.5	20.1	16.2	463.4
2044	71.5	34.2	20.3	12.5	55.2	34.9	20.3	16.3	475.3
2045	72.5	34.3	20.6	12.8	56.0	35.3	20.6	16.5	487.1
2046	73.4	34.4	20.9	13.2	56.7	35.8	20.9	16.7	498.9
2047	74.3	34.6	21.2	13.5	57.4	36.2	21.2	17.0	510.8
2048	75.1	34.7	21.3	13.8	58.0	36.7	21.3	17.1	522.6
2049	76.0	34.7	21.6	14.1	58.7	37.0	21.6	17.4	534.4
2050	77.0	34.8	21.9	14.4	59.5	37.5	21.9	17.5	546.1

(注1) 経済前提：名目賃金上昇率は2012年度まで0%、2013年度より+1.8%、物価上昇率は2012年度まで0%、2013年度より+1.0%、運用利回りは2.7%（2001～09年（08年除く）の年金積立金管理運用法人の平均運用利回りは2.6875%）

(注2) 2013年度以降の保険料収入： $X_t = M_t * (1+w)^t * (C_n / C_t)$

t：2012年度からの経過年数、 X_t ：修正後保険料収入、 M_t ：賃金上昇率0%の野口試算保険料収入、w：名目賃金上昇率、 C_n ：修正後保険料率（2012年度以降16.766%で固定）、 C_t ：修正前保険料率）

(注3) 2013年度以降の給付費（基礎年金拠出金）：

$$Y_t = N_t * ((1+w * a) * (1+p) * (1+m))^t$$

t：2012年度からの経過年数、 Y_t ：修正後給付費（修正後基礎年金拠出金）、 N_t ：賃金上昇率・物価上昇率・マクロ経済スライド率いずれも0%の野口試算値、p：物価上昇率、m：マクロ経済スライド率（2013年度より2024年度まで-1.8%、以後停止）、a：調整係数0.2と想定

(注4) 国庫負担率：2012年度までは基礎年金拠出金の2分の1、2013年度以降は基礎年金拠出金と同額

(注5) 運用収入：前年度末積立金*修正運用利回り

(注6) 年度末積立金=前年度末積立金+収支差、代行部分を含む

(出所) 野口『日本を破滅から救うための経済学』p166、167に基づき、筆者が修正計算

(図表 36) 現行制度によるシミュレーション

(単位：兆円)

年度	収入合計	収入内訳			支出合計	支出内訳		収支差	年度末積立金
		保険料収入	国庫負担	運用収入		給付費	基礎年金拠出		
2010	35.0	24.7	7.4	2.5	36.6	23.1	13.5	-1.6	142.6
2011	36.2	25.4	7.0	3.9	37.8	23.9	13.9	-1.6	141.0

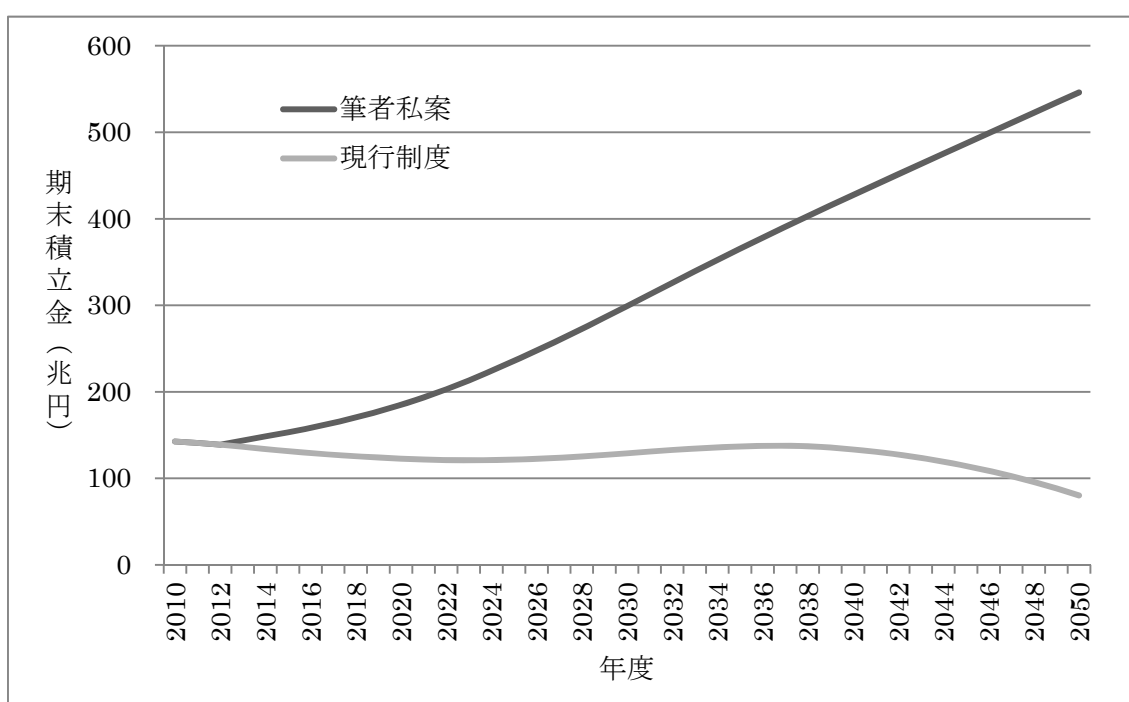
2012	37.0	26.0	7.2	3.8	39.1	24.7	14.4	-2.1	138.9
2013	38.2	27.0	7.5	3.8	40.6	25.6	15.0	-2.4	136.5
2014	39.4	28.0	7.7	3.7	41.9	26.4	15.4	-2.5	134.0
2015	40.6	29.0	8.0	3.6	43.4	27.4	16.0	-2.7	131.3
2016	41.6	30.0	8.0	3.5	43.7	27.6	16.1	-2.1	129.2
2017	42.2	30.6	8.1	3.5	44.1	27.8	16.3	-1.9	127.3
2018	42.7	31.1	8.2	3.4	44.4	28.0	16.3	-1.7	125.6
2019	43.1	31.5	8.3	3.4	44.7	28.2	16.5	-1.5	124.1
2020	43.6	31.9	8.3	3.3	45.0	28.4	16.6	-1.4	122.7
2021	44.0	32.4	8.3	3.3	45.0	28.4	16.6	-1.0	121.7
2022	44.5	32.9	8.3	3.3	45.1	28.5	16.6	-0.6	121.1
2023	44.9	33.3	8.3	3.3	45.1	28.5	16.6	-0.2	120.9
2024	45.3	33.7	8.3	3.3	45.2	28.5	16.7	0.1	121.0
2025	45.8	34.2	8.3	3.3	45.2	28.5	16.6	0.6	121.6
2026	46.2	34.5	8.4	3.3	45.4	28.7	16.7	0.8	122.4
2027	46.7	35.0	8.4	3.3	45.5	28.7	16.8	1.3	123.7
2028	47.1	35.4	8.4	3.3	45.6	28.8	16.8	1.5	125.2
2029	47.6	35.8	8.4	3.4	45.8	28.9	16.8	1.8	127.0
2030	47.9	36.0	8.5	3.4	45.9	29.0	16.9	2.0	129.0
2031	48.4	36.4	8.6	3.5	46.4	29.3	17.1	2.0	131.0
2032	48.6	36.4	8.6	3.5	46.8	29.5	17.3	1.8	132.7
2033	49.0	36.7	8.7	3.6	47.4	29.9	17.5	1.6	134.3
2034	49.2	36.7	8.8	3.6	47.8	30.1	17.7	1.4	135.7
2035	49.4	36.8	8.9	3.7	48.4	30.5	17.9	1.0	136.7
2036	49.5	36.8	9.0	3.7	48.8	30.9	17.9	0.7	137.4
2037	49.9	37.0	9.1	3.7	49.7	31.4	18.3	0.2	137.6
2038	50.1	37.1	9.3	3.7	50.7	32.1	18.7	-0.6	137.0
2039	50.3	37.1	9.5	3.7	51.6	32.6	19.0	-1.4	135.6
2040	50.4	37.1	9.7	3.7	52.7	33.3	19.4	-2.2	133.4
2041	50.7	37.2	9.8	3.6	53.3	33.6	19.7	-2.6	130.8
2042	50.7	37.2	10.0	3.5	54.0	34.1	19.9	-3.3	127.5
2043	50.9	37.4	10.0	3.4	54.6	34.5	20.1	-3.8	123.7
2044	50.9	37.3	10.2	3.3	55.3	34.9	20.4	-4.4	119.3
2045	51.0	37.5	10.3	3.2	56.0	35.4	20.6	-5.0	114.3
2046	51.1	37.6	10.5	3.1	56.8	35.8	20.9	-5.6	108.7

2047	51.3	37.7	10.6	2.9	57.4	36.2	21.2	-6.2	102.6
2048	51.3	37.8	10.7	2.8	58.1	36.7	21.4	-6.8	95.8
2049	51.3	37.9	10.8	2.6	58.7	37.1	21.7	-7.4	88.4
2050	51.4	38.0	11.0	2.4	59.5	37.6	22.0	-8.1	80.2

(注) 経済前提：表－1と同じ（名目賃金上昇率2012年度まで0%、2013年度より+1.8%、物価上昇率2012年度まで0%、2013年度より+1.0%、運用利回りは2.7%）

（出所）野口『日本を破滅から救うための経済学』p166、167に基づき、筆者が修正計算

（図表 37）期末積立金推移比較



「現行制度によるシミュレーション」を見ると、経済前提を蓋然性の高い数値としたにも拘らず、年度間の収支差は2038年からマイナスとなり、その後も収支差のマイナス幅拡大が続いて2050年度末の積立金は80兆円に減少する。このままで推移すると、2060年頃には積立金が底をつき年金財政が行き詰る恐れが強い。

これに対し、筆者私案シミュレーションでは、基礎年金の全額税方式化の効果が大きく、年度の収支差は2013年度以降プラスとなり、以後徐々に増加が続いて2047年度には17兆円まで拡大する。その結果期末積立金は次第に積み上がり、2050年度末には546兆円に達する見込みである。甘い経済前提に基づく2009年財政検証・基本ケースの2050年度期末積立金予測値は507兆円であり、これを40兆円上回ることになる。経済前提や人口構成に大きな変動が無ければ収支差はその後も維持され、さらなる積立金の積み増しが可能であると見込まれる。

今後の賃金上昇率と物価上昇率が財政検証の甘い経済前提を下回って推移する可能性は高く、シミュレーションの結果から見て、現行制度のままでは今世紀後半に入って年金財政が行き詰る可能性が非常に強いと言える。従って、年金財政を維持するための改革、即ち給付の切り下げと年金財政収入の拡大が必須であるが、筆者私案は、年金財政を維持しつつ保険料未納問題・世代間格差等の年金に関わる諸課題にも対応可能な解決案の一つであると考えている。ただし、改革案を制度化して確実に運営し、被保険者と年金受給者の納得を得るためには、次のような詰めと国民への十分な説明が必要である。

まず、マクロ経済スライドを物価上昇率・賃金上昇率如何に拘らず、前倒しで年 1.8%程度実施しつつけるための理論づけが必要である。現行マクロ経済スライドのマイナス 0.9%の想定幅は、被保険者数の減少（0.6%程度を想定）と平均寿命の延び（0.3%を想定）を要因とする給付の減額である。被保険者数の減少は過去 3 年間の移動平均値であり、これらの数値だけではマイナス 1.8%もの減額を前倒しで行う説明が出来ない。出生率の低下⁸⁸および今後の低下見込をおり込むなど大修正をすることが必要である。

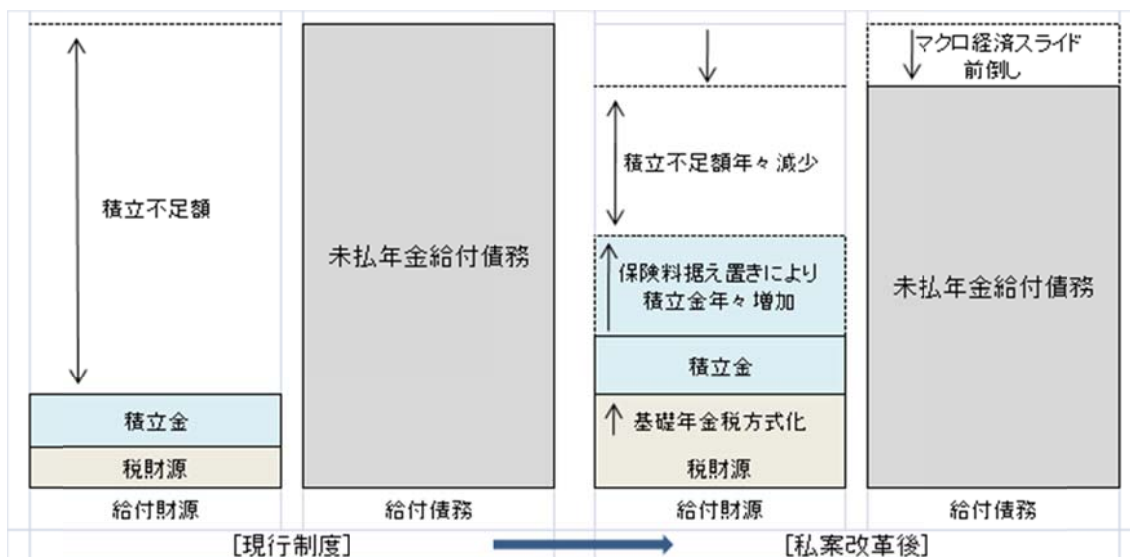
次に、基礎年金の税方式化によって浮くはずの厚生年金保険料率を据え置いて、積立金の積み増しを進め、将来的に積立方式への移行を目指す、という改革案の目的を達成するため、積立金の運営管理が厳重でなければならない。積み増された積立金が“埋蔵金”などと称して時の政権により他に流用されては困るのである。管理の方法としては次のような手がある。

賦課方式に基づく現時点での未払い年金給付債務総額、および制度改革によって減少した債務総額⁸⁹を確定・開示し、別勘定として政権から独立した組織が管理する。独立組織は、年金債務総額の増減額と期末残高、積立金の増減額と期末残高を毎年度末に公表する。これにより、未払い年金債務と積立金の額が国民にも明確となり、その差額、即ち積立不足額も明らかとなる。積立不足額が徐々に減少し、遠い将来ゼロになった時点で積立方式に完全移行したこととなるので、この管理と開示は極めて重要である。開示される数値等のイメージは（図表 38）のとおりである。

⁸⁸ 現時点の出生率低下が被保険者数の減少に反映されるのは約 20 年経過後のことである。

⁸⁹ 基礎年金税方式化、マクロ経済スライドの前倒し実施により未払年金債務は大幅に減少するはずである。

(図表 38) 年金債務総額と積立金のイメージ図 (現行と改革後の比較)



おわりに

以上、第1章においてわが国の公的年金制度の概要、第2章において1942年に発足した後の公的年金制度の変遷と2004年に行われた大改正の要点を見てきた。第3章では、2004年改正後の年金財政の現状と課題を整理した。その結果、現行制度のままでは、今世紀後半には年金積立金が底をつき財政が行き詰る恐れがあることがわかった。第4章においては、公的年金がその役割を果たしつつ持続するにはどうすべきか、年金改革に関する論点を整理した。第5章では、まず年金改革案の代表例として、日経新聞案、および鈴木学習院大教授案を紹介し、4章までの課題整理と二つの改革案を参考にしつつ、年金制度の今後の方向性を検討し、ひとつの改革私案をまとめてみた。得られた案は、方向としては2008年の研究報告でまとめた結論と大きく異なるものではないと言えよう。

公的年金制度は、すでに述べたごとく、2009年度末現在6940万人の被保険者を抱え、2690万人の老齢基礎年金の受給権者を抱える制度である。国民生活に深くかかわるこの制度が行き詰まるような事態は、絶対に引き起こしてはならず、そのためには今後も役割を果たしつつ持続できるような改革が必須である。改革が遅れば問題がますます大きくなり、改革の困難度が高まることになる。可及的速やかに改革議論と改革案の取りまとめを行い、制度化を急がなければならない。

しかるに、現政権の年金改革への取り組みは、民主党が野にあったとき絵を描いた改革案からほとんど進んでおらず⁹⁰、それどころか、足元の課題である基礎年金の国庫負担を、

⁹⁰ 日本経済新聞 2010年3月9日「年金改革3つの壁・政府が議論着手・具体論は参院選後」同年8月12日「年金改革トーンダウン・参院選敗北好機失う」2011年2月3日「公約修正まず社会保障/民主、年金など4月に見直し案」

3分の1から2分の1に引き上げるための恒久財源さえ決められない有様である⁹¹。民主党と政権内の政治家だけという狭い範囲で乏しい知恵を出し合うよりも、官庁の年金関係スタッフ、民間の年金研究者、経済学者も糾合し、超党派の全国民的論議を早急に立ち上げ成案を得るべし、と考える。政争の具にして不毛の議論を続ける余裕はないのである。

(2011年2月6日完)

参考文献

- 牛丸聡・飯山養司・吉田充志『公的年金改革』東洋経済 2004年10月
- 貝塚編『年金を考えるー持続可能な社会保障制度改革』中央経済社 2006年5月
- 城戸喜子・駒村康平『社会保障の新たな制度設計』慶応義塾大学出版会 2005年11月
- 駒村康平『年金はどうなる』岩波書店 2003年11月
- 鈴木亘 a 『だまされないための年金・医療・介護入門』東洋経済 2009年2月
- 鈴木亘 b 『年金は本当にもらえるのか?』ちくま新書 2010年7月
- 鈴木亘 c 『社会保障の不都合な真実』日経新聞出版社 2010年7月
- 高山憲之 a 『信頼と安心の年金改革』東洋経済 2004年5月
- 土志田征一『経済白書で読む戦後日本経済の歩み』有斐閣選書 2001年10月
- 津谷典子・樋口美雄『人口減少と日本経済』日経新聞出版社 2009年11月
- 長尾立子『わが国の公的年金制度』日本国民年金協会 1979年3月
- 日本年金学会編集『持続可能な公的年金・企業年金』ぎょうせい 2006年3月
- 野口悠紀雄 a 『日本経済改造論』東洋経済 2005年12月
- 野口悠紀雄 b 『日本を破滅から救うための経済学』ダイヤモンド社 2010年7月
- 高山憲之 b 「厚生年金をバランスシートで斬る」『エコノミスト』2004年7月6日号
厚労省「公的年金制度の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-01.html>
- 厚労省「国民年金保険料の納付率について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000v9tx-att/2r9852000000v9vn.pdf>
- 日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/rourei/index.html
- 社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」付属資料(2007年11月)
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1129-10c_0001.pdf
- 厚労省「公的年金各制度の財政収支状況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-02.html>
- 厚労省「公的年金各制度の財政収支状況(平成20年度)」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-02-20.ht>
- 厚労省「平成21年財政検証結果レポート」2009年3月
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>
- 厚労省「毎月勤労統計調査 平成21年分結果確報」

⁹¹ 日本経済新聞 2010年11月22日「基礎年金国庫負担維持財源見えず」同年12月7日「基礎年金国庫負担1/2維持へ・政府安定財源示せず」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/21/21r/mk21r.html>

総務省統計局「平成 21 年平均消費者物価指数の動向」

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2009np/pdf/doukou.pdf#page=2>

厚労省「平成 21 年度 年金積立金運用報告書」2010 年 8 月

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/d01_100823.html

あらたにす（日経・朝日・読売）<http://allatanys.jp/S001/ex23.html>

厚労省「無年金者の実態把握のための調査と今後の対応について」2009 年 11 月

http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2009/h091111_02.pdf

週刊東洋経済 2009 年 10/31 号「年金激震」

週刊ダイヤモンド 2010 年 2/20 号「特集／年金の大誤解」

日本経済新聞 2008 年 1 月 7 日朝刊「本社研究会報告」

日経新聞 2008 年 12 月 8 日朝刊「本社研究会案」